谷山支所庁舎別館ほか解体工事

意匠図		構造図		設備図			
A-01	解体工事特記仕様書	S-01	部材リスト	E-01	配置図、噴水廻り詳細図、R階平面図		
A-02	石綿特記仕様書	S-02	配筋詳細図	E-02	別館平面図		
A-03	工事概要・付近見取図・配置図・求積図	S-03	基礎・2階・R階梁伏図	M-01	工事概要・付近見取図・配置図（給排水設備）		
A-04	仕上表	S-04	軸組図	M-02	PH階平面図		
A-05	平面図	S-05	地盤改良図(参考図)	M-03	噴水廻り詳細図		
A-06	立面図・断面図			M-04	別館１階、２階平面図		
A-07	天井伏図						
A-08	建具キープラン						
A-09	建具表						
A-10	矩計図						
A-11	屋内階段詳細図						
A-12	屋外階段詳細図						
A-13	部分詳細図						
A-14	家具キープラン・家具図						
A-15	展開図						
A-16	倉庫　平立断面図						
A-17	渡り廊下・誘導員詰所　平立断面図						
A-18	駐輪場屋根(1)・(2)　立断面図						
A-19	駐輪場屋根(3)・誘導員日除・住民票ボックス　平立断面図						
A-20	アスベスト除去範囲図(1)						
A-21	アスベスト除去範囲図(2)						

みのだ・プランディー設計共同企業体

解体工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名　谷山支所庁舎別館ほか解体工事
2. 工事場　鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
3. 工期　令和 9 年 3 月 19 日まで

Ⅱ. 一般事項

⊙ 本工事は公共工事であることを十分認識し、工事の施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行うとともに、安全管理を含む諸管理に十分留意して作業を行うこと。
⊙ 本工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、道路交通法及び建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い適切に処置すること。万一事故発生の際は、受注者が復旧又は補償すること。
⊙ 受注者は、建設業退職金共済制度の趣旨を踏まえ、この制度の活用に努めること。
⊙ 工事現場への通行及び諸運搬にあたっては、誘導員を配置するなどして、現場周辺の住民及び通行人への危害防止に万全を期すること。また、工事現場では火気責任者を定め、火気の取扱いには十分注意すること。
⊙ 工事現場周辺の公共物、特に側溝等を土砂及び廃材等で埋没させないよう常に良好に管理すると共に、処分場までの通過道路の汚損等にも十分注意すること。
⊙ 本工事において支障物件のある場合は、監督員との協議により処理し、これに要する費用は発注者と協議を行うこと。
⊙ 本工事に使用する仮設工事用電力及び用水等の引き込みに要する費用は、受注者負担とする。
⊙ 本工事に関連する工事の受注者（設備業者等）と工程等については十分打ち合わせを行い互いに理解してから施工すること。
⊙ 前金払及び中間前金払　本工事は、前金払を契約金額の40%の範囲内で支払うことができる。また、既に40%の範囲内で前金払をした工事で、次の各号の要件を満たしている工事は、契約金額の20%以内の中間前払金を支払うことができる。
(1)工期の2分の1を経過していること。
(2)工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
(3)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
⊙ 工事内容については付近住民に十分説明し、また打ち合わせを行う等理解を促す措置をするとともに、迷惑、紛争等のないように十分注意すること。
⊙ 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適性に処理すること。
⊙ 暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置
暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
⊙ 本工事の施工に際しては、地場産業育成の立場から、できるだけ市内の専門業者や作業員を活用し、資機材についても市内業者から調達すること。

Ⅲ. 工事仕様

1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）（令和7年版）、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和7年版）及び「建築物解体工事共通仕様書」（令和4年版）による.
2. 特記事項の適用は次のとおりとする.
1）項目は○印の付いたものを適用する.
2）特記事項は　⊙ 印の付いたものを適用する。・ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と◎ 印の付いた場合は、共に適用する。
3）形状寸法の単位は、特記なきかぎりミリメートルとする.
⊙ 排出ガス対策型建設機械の使用について
本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装置機械の使用を原則とする。
ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策型建設機械を使用しても良いものとする。
(1)バックホウ (2)ホイールローダ (3)ブルドーザ (4)発動発電機 (5)空気圧縮機 (6)油圧ユニット (7)ローラ類 (8)ラフテレーンクレーン
なお、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装置機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。
⊙ 低騒音型建設機械の使用の原則化について
本工事は「建設工事に伴う騒音対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。
本工事は「建設工事に伴う騒音対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。
⊙ 環境基本計画
(1)本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。
(2)本工事に使用する建設機械については、原則として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針に適合する調達方針に適合するものを使用すること。
(3)本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。
(4)本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提出の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。
製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。
(5)工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を搬出しやすいような分別ボックスの設置スペースまたは分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。

章		項目	特記事項
1 各章共通事項	○	1. 適用基準等	1. 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） 2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 4. 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） 5. 建設副産物適正処理推進要綱
	○	2. 粉塵・飛散防止	解体時におけるコンクリート及び、解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防綱による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。
	○	3. 騒音・振動対策	解体工事に当たっては、騒音規制法及び、振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い、定められた基準及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。
	○	4. 危険物の解体	解体工事時にガスバーナー等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な処置を講じなければならない。
	○	5. 発生材の処理	引き渡しを要するもの 引渡し場所　※ 構内（　　）
	○	6. 工事写真等	建築工事写真管理要領に基づき適漏なく撮影し、下記のものを監督員に提出する。ただし、原版は除く。 区分：着工前・工事中・完成時 ／ 分類：カラー ／ 規格：L版程度 ／ 部数：1部 ／ 原版の大きさ：24×36以上 工事完成写真の仕様について 1. インク、用紙等は普通の使用条件のもとで、5年程度で顕著な劣化が生じないものとすること。 2. カラー写真（ネガフィルムタイプ）と電子媒体による写真の混合管理は行わないこと。 3. 完成検査若しくは、工事目的物引渡完了後5年間写真管理に利用した電子媒体を保管すること。
	○	7. 既存建物との取合い	工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復旧する。
	○	8. 設備との取合	※ 当該施設内に残留している配管、ダクト類、設備機器及び電気設備等の撤去は、すべて本工事に含む。 ・電気引込み線の切断 ／ 電気工事士（第2種以上） ・給水引込み管のキャップ止め ／ 水道局指定工事店 ・汚水管のプラグ止め ／ 水道局指定工事店 ・都市ガス引込み管のプラグ止め ／ 供給会社 ・消防設備 ／ 消防設備士 電気・水道・浄化槽・ガス等の休止・廃止届等の手続きは受注者が行い、それに係る費用は全て受注者の負担とする。
		9. 部分使用	この工事については、既設建物の部分使用は　・有　・無
	○	10. 実施工程表施工計画書等	着工に先立ち、実施工程表、仮設計画書、施工計画書、建設廃棄物処理計画書を作成し監督員の承諾を受ける。
2 仮設工事		1. 監督職員事務	（　　）㎡程度　・備品等（　　）
	○	2. 工事用水	構内既設施設　・利用できる（　・有償　・無償）　※ 利用できない 構内既存の給水設備を利用する場合は、水道局へ臨時給水の申請を行い、水道メーターを設置すること。
	○	3. 工事用電力	構内既設施設　・利用できる（　・有償　・無償）　※ 利用できない
3 土工事	○	1. 埋戻し及び整地	種別　・A種　・B種　◎敷き均し程度。別途、「谷山支所庁舎大規模改修その他本体工事」にて埋戻しを行う。
	○	2. 発生土処分	※ 構外指示の場所に処分 受け入れ施設名（　　）　受け入れ場所（　　） 搬出調書等を提出する。 ・ 構内指示の場所に敷きならし　・ 構外指示の場所にたい積
	○	3. 山留め	工法等（　　）
4 解体工事	○	1. 解体の方法	⊙ 鉄筋コンクリート造　（階数：　図示　）（面積：　図示　） 内部造作・金物（鋼製建具）・ガラス等を分別撤去後コンクリート駆体を解体し、最後に基礎コンクリートの解体を行う。 ・ コンクリートブロック造（階数：　図示　）（面積：　図示　） 内部造作・金物（鋼製建具）・ガラス等を分別撤去後コンクリート駆体を解体し、最後に基礎コンクリートの解体を行う。 ⊙ 鉄骨造　（階数：　図示　）（面積：　図示　） 屋根材を手ばらしにより撤去後、鉄骨駆体をガス溶断により解体する。 ・ 木造　（階数：　図示　）（面積：　図示　） 内部造作・金物（鋼製建具）・ガラス等及び外装材の分別撤去後木構造材を解体し、最後に基礎コンクリートの解体を行う。
	○	2. 既製杭の引抜き（存置）	杭の種類：・コンクリート節杭 ／ ・外殻鋼管付きコンクリート杭 ／ ⊙ その他（ハイブロコローテーション工法） 長さ（m）：8m 断面寸法：400φ 継手：・有　・無 ／ ・有　・無 ／ ・有　⊙無 存置 工法　・ 杭周辺掘削後ショベル カー又はクレーンにてワイヤー掛けで引抜く ・ 杭周辺へバイブ・ジェット併用鋼管圧入後クレーンにてワイヤー掛けで引抜く
5 建設副産物（廃棄物）	○	1. 解体材の活用等	解体材 ／ 処理施設 ⊙ コンクリート塊 ／ 再資源化施設（コンクリート破砕施設）　施設名（　最寄りの再資源化施設　） ⊙ アスファルトコンクリート塊 ／ 再資源化施設（アスファルト破砕施設）　施設名（　最寄りの再資源化施設　） ⊙ 木片 ／ 木くずチップ化施設　施設名（　最寄りの再資源化施設　） ⊙ 可燃物 ／ 産業廃棄物焼却施設　施設名（　最寄りの産廃処理施設処理施設　） ⊙ 金物（鋼製建具等）・鉄骨 ／ リサイクル業者 ⊙ 不燃物（CB・外装材等） ／ 産業廃棄物埋設処理施設　施設名（　最寄りの産廃処理施設処理施設　） 解体材の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）」を厳守するとともに、マニフェストシステムにより適正処理を行うこと。 再生クラッシャランの購入は、上記処分場に限定するものではない。
	○	2. 現場における保管	建設廃棄物が工事現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類ごとに適切に保管しなければならない。
	○	3. 処理の委託	建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法の規定に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については、産業廃棄物処分業者等に適正に委託しなければならない。
	○	4. 運搬	建設廃棄物の運搬にあたっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう適切な構造の運搬車両等を使用しなければならない。 運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打ち合わせを行い、騒音、振動、粉塵等の防止に努めるとともに運搬時の道路交通状況を把握し、安全な運搬の措置を講じなければならない。また、運搬途中において積み替えを行う場合は、関係者と打ち合わせを行い、環境保全に留意しなければならない。
	○	5. 処分	建設廃棄物のうち再資源化するもの以外については、その種類に応じて、原則として廃棄物処理法に定める安定型処分場、管理型処分場又は遮断型処分場において埋設処分しなければならない。 石綿含有建材の対象物、処理方法、安全衛生管理、集積・運搬・処分については、別途図面に示すとおりとする。
6	○		本工事は、鹿児島市建設工事請負契約書及び本特記書に基づき遺漏なく施工すること。
	○		設計図書に明示のない場合、又は疑いを生じた場合は監督員と協議すること。
	○		再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、その実施状況を記録した実施書を完成書類に含めて提出するものとする。
	○		解体工事業者の登録制度の届出は支障のないよう処置すること。
	○		施工体制台帳の提出等 1. 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。 2. 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。 また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。 (1)伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務　(2)土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務 (3)工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務　(4)その他監督職員が記載を指示した業務等
その他	○		現場代理人の兼任ついて 1. 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の1）から5）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、2)、4)、5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。 1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4，500万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4，500万※円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。 ※建築一式工事は9，000万円 2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。 3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1 時間以内であること。 4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。 5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。 2. 手続き 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。 3. 受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場休制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。
	○		現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合について 1. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。 1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものである。 4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間 2. 発注者への報告 上記1)の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
	○		周辺住民への説明等について 工事現場の周辺住民に対しては、事前に十分な工事内容の説明等（作業時間、工法、期間等）を行い、協力が得られるように努めるとともに、工事期間中は迷惑、紛争等のないように十分留意すること。（近隣住民から相談・苦情の申立て等があった場合には誠意をもって速やかに対処すること。）
その他	○		ダンプトラック等による過積載等の防止について 1. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 4. 土砂の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカー が、工事現場に出入りすることがないようにすること。 5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものは業務に関しダンプトラックとうによって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 7. 1から6のことにつき、下請契約におけるを受注者を指導すること。
	○		産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けについて 産業廃棄物を収集又は運搬する際に、産業廃棄物運搬許可業者に委託せずに自己運搬する場合は、運搬車の車体の両側面に「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」及び「排出事業者名」を表示するとともに、その運搬車に「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」を備え付けること。 [表示例]　産業廃棄物収集運搬車　←140ポイント（おおむね縦横50㎜）以上の識別しやすい色の文字及び数字 ○○株式会社　←90ポイント（おおむね縦横30㎜）以上の識別しやすい色の文字及び数字 なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、別途「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく、表示規定によること。
	○		ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当っては以下の項目を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、棲息状況等の調査報告書を監督員に提出し、まん延防止対策を講ずること。 （※発生地については、市ホームページで確認すること。） 1. 原則、土・樹木等は、発生地区からの搬出を極力おさえ、廃棄木材については、産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設にて、諸客処理を行うこと。 2. 工事区域周辺部への拡散防止のため、周辺部に薬物散布等の措置を行うこと。 3. やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合は、薬剤処理・薫蒸後、搬出を行うこと。 4. 発生地区に搬入した建設機材等は、付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出を行うこと。 5. 未発生地区においても、発生地区からの土・樹木等の搬入や、建設機材の移動等があった場合は、1～4の措置が講じられているかを確認すること。
	○		工事実績情報の登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、（一財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 （ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない）
	○		保険等 請負契約終結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券又はこれに代わるもの（保険証券等）の写しを直ちに監督員に提出すること。 保証期間は工期後満21日間（24時まで）とする。 1. 請負業者賠償責任保険（工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補） ただし、第三者への損害賠償責任保険が含まれる建設工事保険、組立保険等でも可とする。 その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。
	○		交通誘導員について 本工事における交通誘導員の編成人員は、見積関覧書によるものとするが、交通管理者等との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。また、受注者は工事着手前に、実施工程に対応した配置予定時間を施工計画書に記載しなければならない。
	○		マニフェスト（管理票）の備考欄にせっこうボードの有無を明記するとともに、せっこうボードが含まれている場合は製造会社名等を明記すること。
			低入札価格調査に基づく措置について 低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。 1. 施工体制の強化 1) 低入札価格調査の対象となった工事（以下「調査対象工事」という。）には、専任の主任技術者等を配置すること。 2) 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。 ①65点未満の工事成績評定を通知された場合　②工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合 ③品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合　④自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合 2. 監督体制の強化 1) 受注者は、施工体制台帳を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。 2) 受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
	○		「快適トイレ」の試行について 1. 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 2. 快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について（令和8年6月2日付け鹿児島市建設局通知）」に基づき行うものとする。なお、通知は鹿児島市ホームページから入手できる。
	○		法定外労災保険の付保について 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。保証期間は工期後満21日間（24時）までとする。 なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの（保険証券等）の写しを直ちに監督員に提出すること。
	○		墜落制止用器具の使用について 高さが2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。
	○		営繕工事における週休2日工事について 実施に当たっては、鹿児島県「営繕工事における「週休2日」工事実施要領（令和8年8月1日施行）（以下、「実施要領」という。）」を準用するものとする。なお、実施要領は鹿児島県ホームページから入手できる。
	○		電子納品　本工事は、電子納品対象工事とし、市HPに掲載する鹿児島市電子納品ガイドライン【建築・設備編】及び鹿児島市電子納品ガイドライン 運用の手引き【建築・設備編】に定める基準に基づいて作成した電子成果品を納品すること。 ただし、事前協議により電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。
	○		情報共有システムを活用した工事の試行　本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。試行にあたっては、鹿児島市営繕工事等における情報共有システム活用工事試行要領（令和8年4月1日）に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
	○		架空線の防護措置について　架空線の防護措置設置については、受注者が架空線管理者と協議するものとし、防護管設置の必要があるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。
	○		施工体制点検等について 市ホームページ「施工体制点検等の実施」を参照し、施工体制点検等の実施または協力を行うこと。
	○		産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出　工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（ﾏﾆﾌｪｽﾄ）総括表）を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。電子ﾏﾆﾌｪｽﾄの場合は、受渡確認表の写しを添付すること。
	○		公共工事における現場一斉閉所の実施について　県ホームページ「公共工事における現場一斉閉所」を参照し、現場一斉閉所の実施に協力するものとする。なお、現場閉所の実施への協力は、受注者の判断によるもの（任意）とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。
	○		道路占用許可申請及び道路使用許可申請について　申請については、受注者が道路管理者や警察署と協議するものとし、必要書類については、監督員と協議の上、作成すること。なお、道路占用料及び道路使用許可申請手数料については、監督員との協議により設計変更の対象とする。
	○		建設キャリアアップシステム活用工事の試行　本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事の対象である。試行に当たっては、鹿児島市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（令和8年4月1日）に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
	○		中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について、別紙の記載により適用する。
	○		本工事は、猛暑による作業不能日数を「0日間」としている。なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数が著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

みのだ・プランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第1-3-140号
一級建築士 第 148365 号　蓑田 満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

解体工事特記仕様書

鹿児島市建設局建築部建築課

A-01

石綿含有保温材等及び石綿含有成形板等除去特記事項（建築）

■内・外装仕上塗材の除去について

１．既存塗材における石綿含有の有無

・　未調査（以下の既存仕上塗材について石綿含有の分析調査を行い、監督員に結果を報告すること。
石綿が含有されている場合は、施工範囲や工法等について監督員と協議すること。）

調査箇所（　内外装仕上材　）

⊙　調査済（　⊙有　・無　）　　【使用箇所】　図面A-04参照

※使用箇所のとりこわし及び改修工事に先立ち、石綿含有仕上塗材の除去工事を行うこと。

２．法令等の順守及び届出　　大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、関係機関等と協議を行い、届出の手続きを遺漏なく適正に行うこと。また、大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示し、必要に応じて周辺住民等へ掲示等で周知すること。

３．施工計画　　除去作業に先立ち、施工計画書（除去作業管理組織図、除去作業方法、掲示方法、産業廃棄物処理方法等）を作成して監督員に提出すること。また、施工計画については、平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示し、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」及び平成28年4月28日付け国立研究開発法人研究所及び日本建築仕上材工業会協同研究による「建築物の改修・解体時における石綿含有仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」を参考とし、作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないように留意すること。

４．共通事項

①石綿作業主任者・・・処理作業にあたって石綿障害予防規則に基づき選任すること。
②処理作業従事者・・・石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とすること。
③特別管理産業廃棄物管理責任者・・・除去した仕上塗材等は特別管理産業廃棄物として取り扱うものとし、有資格者を選任して管理すること。
④作業箇所に近接する室内開口部等に粉塵が入らないよう窓を閉め、養生及び立入禁止措置を講ずること。
⑤作業箇所は、施工区画としてプラスチックシート等で適切に養生を行うこと。
⑥除去作業後、作業箇所及びその周辺をHEPAﾌｨﾙﾀｰ付掃除機で清掃すること。

５．その他

・除去作業を行う際は、石綿障害予防規則第6条に基づく隔離措置を講じること。

６．石綿粉じん濃度測定

・測定個所については、監督員と協議を行うこと。（処理作業中２点、処理作業後２点）

■石綿含有成形板の対象物及び処理方法について

１．既存内装材における石綿含有の有無

・　未調査（以下の既存仕上材について石綿含有の分析調査を行い、監督員に結果を報告すること。
石綿が含有されている場合は、施工範囲や工法等について監督員と協議すること。）

調査箇所（　内外装仕上材　）

⊙　調査済（　⊙有　・無　）　　【使用箇所】　図面A-04参照

２．処理方法

・他の解体工事に先立ち、除去材を湿潤化した後「手ばらし」により、破壊や粉砕しないように処理すること。
・処理にあたっては、養生シート等で区画し、飛散防止を図ること。
・撤去後、高性能真空掃除機にて清掃すること。

３．安全衛生管理

・石綿則に定める「石綿作業主任者」が作業管理者となり、その作業管理者の指示に従って作業する。
・石綿含有成形板の処理工事は、石綿の解体等の作業にかかる石綿則を遵守すること。
又、作業者は就業時に石綿則第27条に基づく特別の教育を受けた者とする。
・使用器具・機械類等は、石綿含有成形板の除去に必要な工具・機器類等であること。

４．集積・運搬・処分

・高所からの移動は、揚重機等を使用して、石綿含有成形板を高所から投下しないこと。
・除去した石綿含有成形板は、湿潤化の上、厚0.15㎜以上のプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずること。
・除去した石綿含有成形板の集積及び積込みは、廃棄物の積替え移動回数を最小限になるよう計画すること。
・石綿含有成形板の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で完全に覆い、飛散防止に努めること。
・マニフェスト票の備考欄に「石綿含有成形板」であることを明示し、適正に処分すること。

※　関係法令：改正石綿障害予防規則（石綿則）

みのだ・ブランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

石綿特記仕様書

A1：－
A3：－

鹿児島市建設局建築部建築課

A-０２

工事概要

工事名称	谷山支所庁舎別館ほか解体工事
工事場所	鹿児島市谷山中央４丁目4927番地
用途地域	準住居地域(道路境界から20m以内) 第二種中高層住居専用地域(その他)
防火地域	指定なし(都市計画区域内)
道路	12.4m
工事種別	解体工事
敷地面積	5,751.53 ㎡
延床面積	607.82㎡(別館)
建築面積	372.05㎡(別館)
構造	鉄筋コンクリート造2階建て(別館)
高さ	7.04m(別館)

解体建物概要

	構造	延床面積
A 別館	RC造2階建て	607.82㎡
B 倉庫	RC造2階建て	48.60㎡
C 渡り廊下	S造平屋	39.50㎡
D 誘導員詰所	ー	3.10㎡
E 駐輪場屋根(1)	S造平屋	19.17㎡
F 駐輪場屋根(2)	S造平屋	16.25㎡
G 駐輪場屋根(3)	S造平屋	35.77㎡
H 誘導員日除け	S造平屋	2.72㎡
I 住民票ボックス	ー	ー

付近見取図

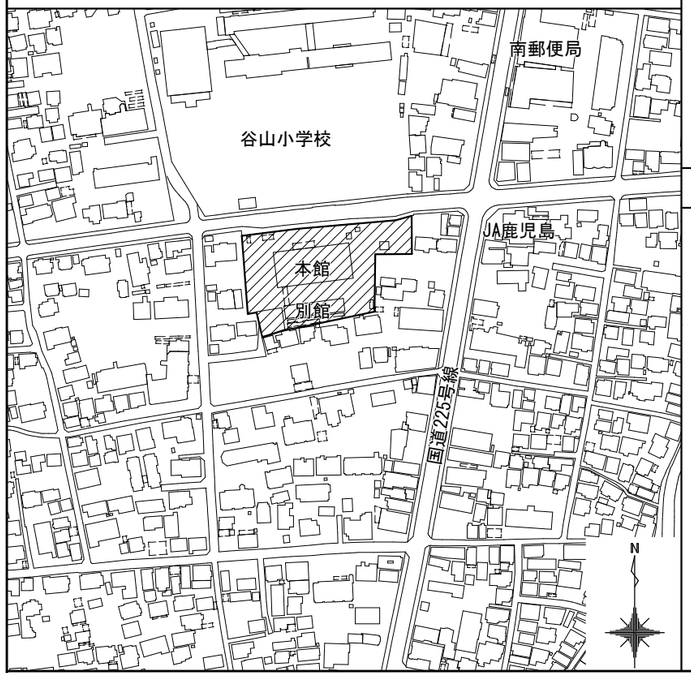

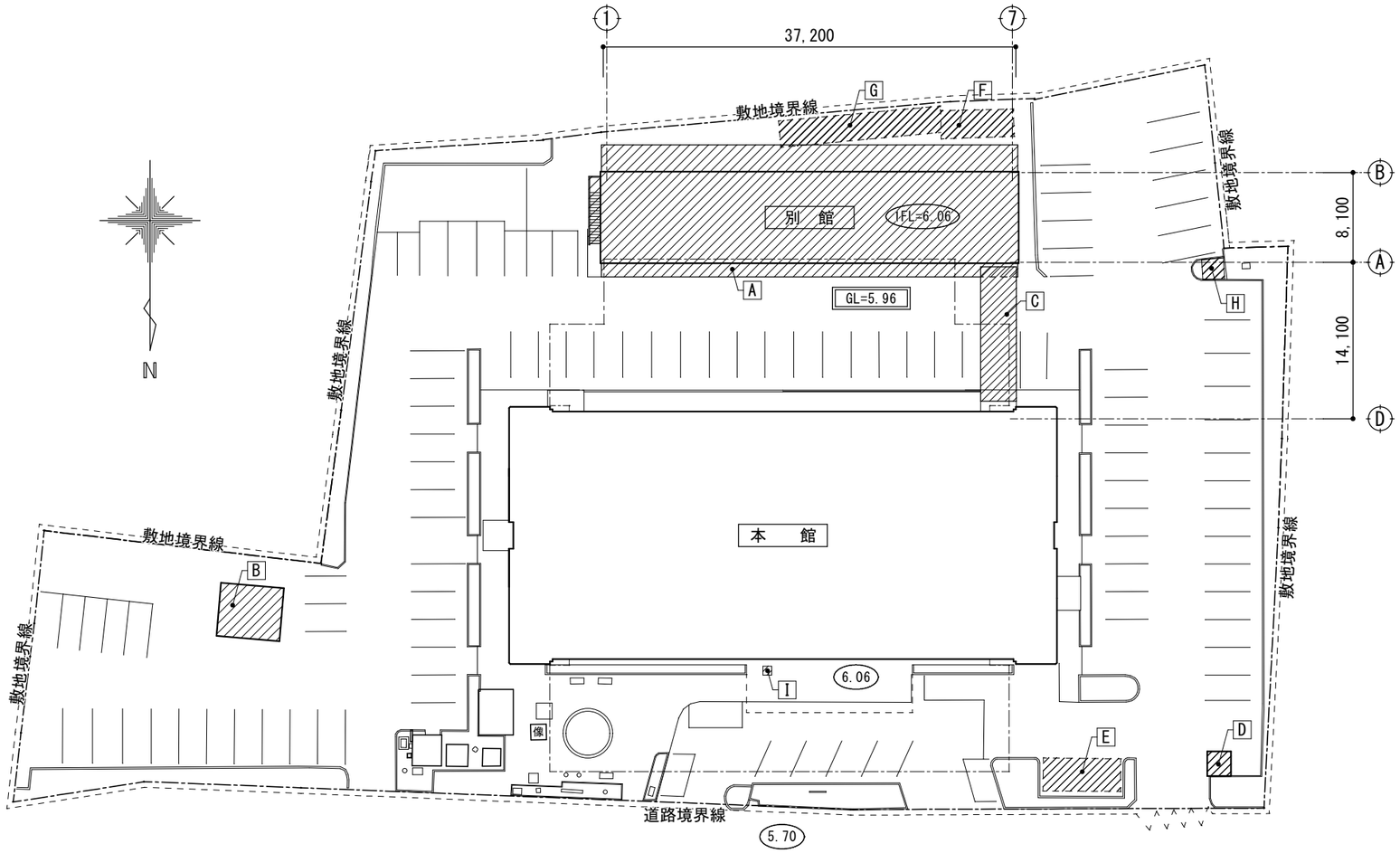

配置図　１：５００

：解体範囲

：増築ライン(工事対象外)

：仮囲い(鋼板 H＝2.0m)　(工事対象外)

別館１階求積図　　１：500

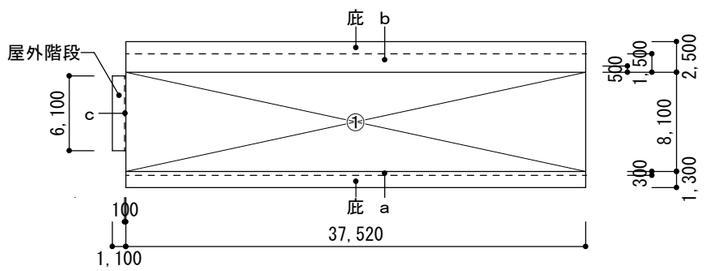

床面積

① 37.520×8.100＝303.912

建築面積

① 37.520×8.100＝303.912

a 37.520×1.500＝ 56.28

b 37.520×0.300＝ 11.256

c　0.1×6.1　＝　0.61　　372.058

別館２階求積図　　１：500

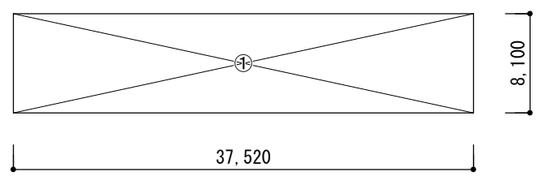

床面積

① 37.520×8.100＝303.912

面積表

床面積	１階	303.91㎡
	２階	303.91㎡
	合計	607.82㎡
建築面積		372.05㎡

・別途発注の「谷山支所庁舎大規模改修その他本体工事」及び、設備工事、土木工事等の受注者と施工計画について協議し、工事を進めること。

・谷山支所庁舎の引越し作業が完了してから解体工事に着手すること。（令和9年1月初旬解体工事着手予定）

みのだ・プランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
工事概要・付近見取図・配置図・求積図	A1:1/250 A3:1/500	A-03
鹿児島市建設局建築部建築課		

外部仕上表

屋　根	コンクリート金ゴテ押えの上★シート防水(KS-10)シルバー塗装	ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ	鋳鉄製Φ100	ポーチ	150角磁器タイル	備　考	
	立上り屋根側：★シート防水立上げ、外壁側：★吹付タイル	竪　樋	白ガス管100ΦＶＰ	犬　走	コンクリート金ゴテ押え		
笠　木	セメント防水金コテ押え	建　具	アルミサッシ	屋外階段	床、踏面、蹴上：セメント防水金ゴテ押え		
庇	セメント防水金コテ押え	面　台	セメント防水金ゴテ押え		手摺：セメント防水金ゴテ押え、腰：アクリルリシン吹付		
	腰壁：★吹付タイル				段裏：アクリルリシン吹付		
外　壁	アクリルリシン吹付			その他	シーリング：ポリサルファイド系		
巾　木	モルタル金ゴテ押えH=300						
軒　裏	アクリルリシン吹付						

内部仕上表

階	区分／室名	床 下地	床 仕上	床 FL±	巾木 仕上	巾木 H	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井 天井高	備考
1	エントランス	RC	150角磁器タイル	±0	モルタル ★半硬質塩化ビニル巾木	100 60	RC LGS	モルタル ★アスベストラックス	LGS RC	★軟質石綿板 段裏：モルタル	2,650	足ふきマット：ゴムマット、1600×700
	運転手控室	RC W	★ビニアスタイル 耐水合板下地t=12、タタミt=60	±0 +300	★半硬質塩化ビニル巾木 タタミ寄せ	60 —	RC	モルタル	LGS	★軟質石綿板	2,400	
	衛生倉庫	RC	モルタル	±0	モルタル	100	RC	モルタル	RC	コンクリート打放シ 梁型：モルタル	(ｽﾗﾌﾞ下)	棚
	水防倉庫	RC	モルタル	±0	モルタル	100	RC	モルタル	RC	コンクリート打放シ 梁型：モルタル	(ｽﾗﾌﾞ下)	棚
	車庫	RC	コンクリート	±0 〜 -70	モルタル	100	RC	モルタルの上、アクリルリシン吹付	RC	モルタルの上、アクリルリシン吹付 モルタル	(ｽﾗﾌﾞ下)	棚
2	廊下	RC	★ビニアスタイル	±0	★半硬質塩化ビニル巾木	60	RC LGS	モルタル ★アスベストラックス	LGS	★軟質石綿板	2,400	
	売店	RC	★ビニアスタイル	±0	★半硬質塩化ビニル巾木	60	RC	モルタル	LGS	★軟質石綿板	2,400	棚
	控室(売店・厨房)	RC W	★ビニアスタイル タタミt=60、上框：75×100木製OSV	±0 +150	★半硬質塩化ビニル巾木 タタミ寄せ	60	RC	モルタル	LGS	★軟質石綿板	2,400	
	厨房	ﾓﾙﾀﾙ	24角磁器質モザイクタイル	±0	—	—	RC	100角半磁器質タイル	LGS	★フレキシブルボード	2,400	棚
	食堂	RC	★ソフトビニアスタイル	±0	★半硬質塩化ビニル巾木	60	RC	モルタルの上、ビニルクロス	LGS	PBt=9+★岩綿吸音板t=9	2,600	
	待合室	RC	★ソフトビニアスタイル	±0	★半硬質塩化ビニル巾木	60	RC LGS	モルタルの上、ビニルクロス PB9.0+9.0の上、ビニルクロス	LGS	PBt=9+★岩綿吸音板t=9	2,400	ガラススクリーン：W500×H2,400、枠SUS、t=4型ガラス
	理髪室	RC	★ソフトビニアスタイル	±0	★半硬質塩化ビニル巾木	60	RC LGS	モルタルの上、ビニルクロス PB9.0+9.0の上、ビニルクロス	LGS	PBt=9+★岩綿吸音板t=9	2,400	棚
	控室（理髪室）	RC	★ビニアスタイル	±0	★半硬質塩化ビニル巾木	60	RC LGS	モルタルの上、ビニルクロス PB9.0+9.0の上、ビニルクロス	LGS	★フレキシブルボード	2,400	
	農林共済	RC	★ビニアスタイル	±0	★半硬質塩化ビニル巾木	60	RC LGS	モルタル ★アスベストラックス	LGS	★軟質石綿板	2,400	棚
	倉庫	RC	モルタル	±0	モルタル	100	RC	モルタル	RC	発泡ポリスチレン打込みのまま 梁型：モルタル	(ｽﾗﾌﾞ下)	棚
	シャワー室	ﾓﾙﾀﾙ	24角磁器質モザイクタイル	-100	—	—	RC	100角半磁器質タイル	LGS	★フレキシブルボード	2,400	脱衣棚、タラップ（天井改め口）
	男子便所	ﾓﾙﾀﾙ	24角磁器質モザイクタイル	-30	—	—	RC	100角半磁器質タイル	LGS	★フレキシブルボード	2,445	トイレブース 面台：笠木テラゾブロック30×130
	女子便所	ﾓﾙﾀﾙ	24角磁器質モザイクタイル	-30	—	—	RC	100角半磁器質タイル	LGS	★フレキシブルボード	2,445	トイレブース 面台：笠木テラゾブロック30×130
共通	階段室	RC	★ビニアスタイル	—	★半硬質塩化ビニル巾木	60	LGS RC	★アスベストラックス モルタル	LGS	★軟質石綿板	—	手摺：ナカ工業C-31、ステンレス同等品

※★は、アスベスト含有材を示す

みのだ・ブランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　襄田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

仕上表

A1：－
A3：－

A-04

鹿児島市建設局建築部建築課

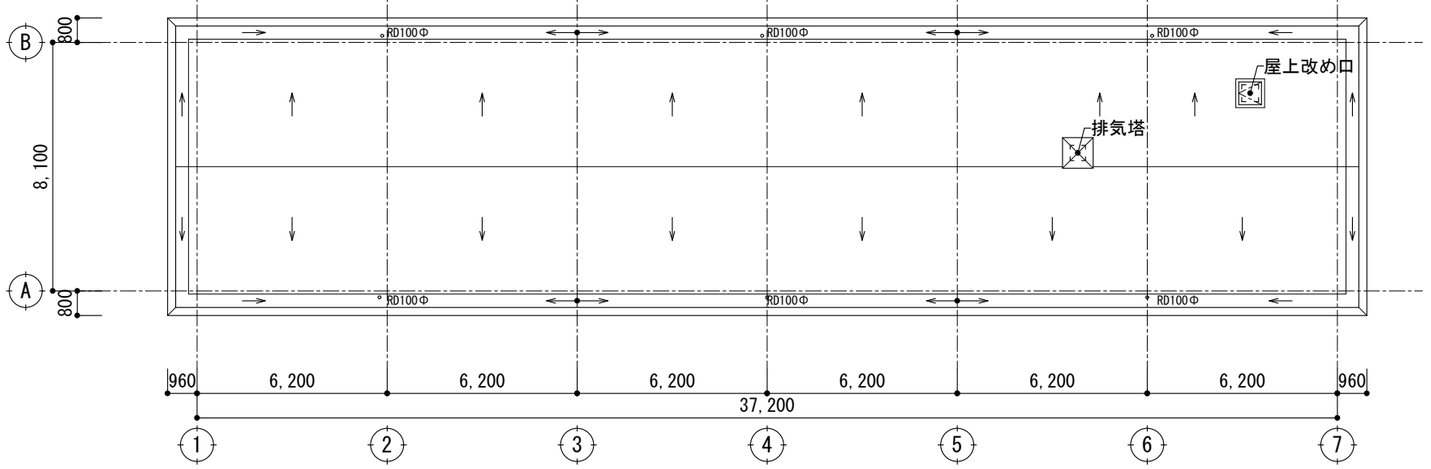

屋根伏図　　１：２００

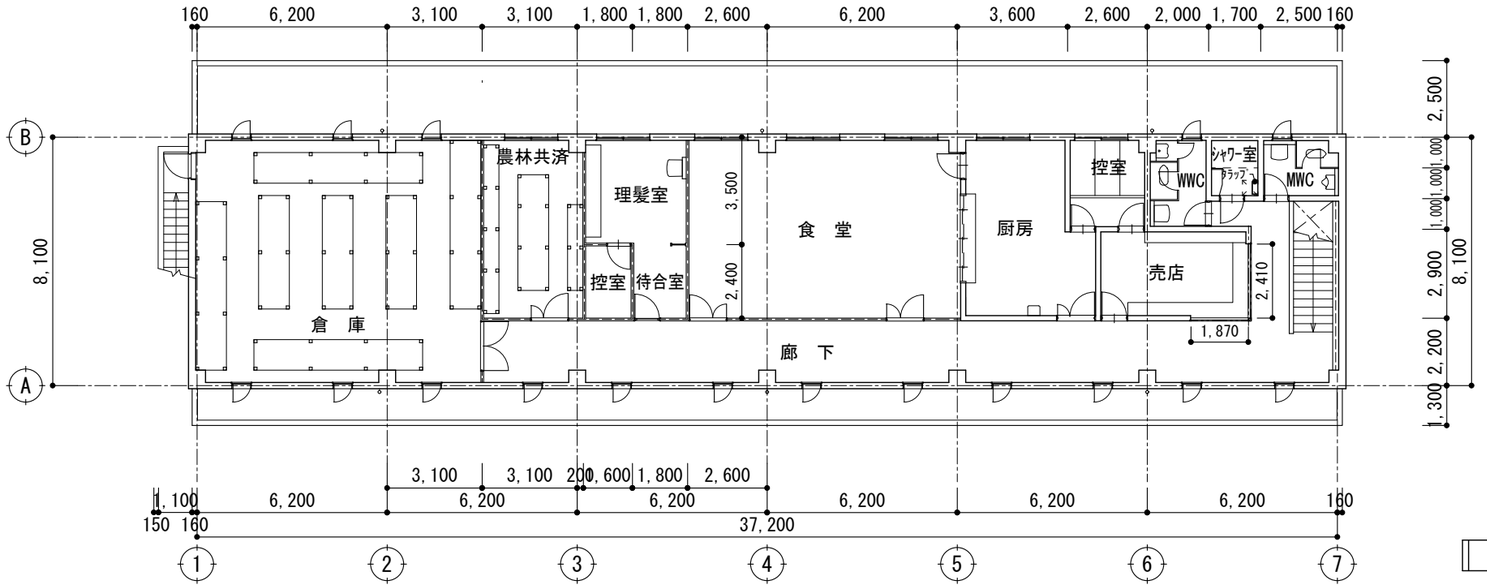

２階平面図　　１：２００

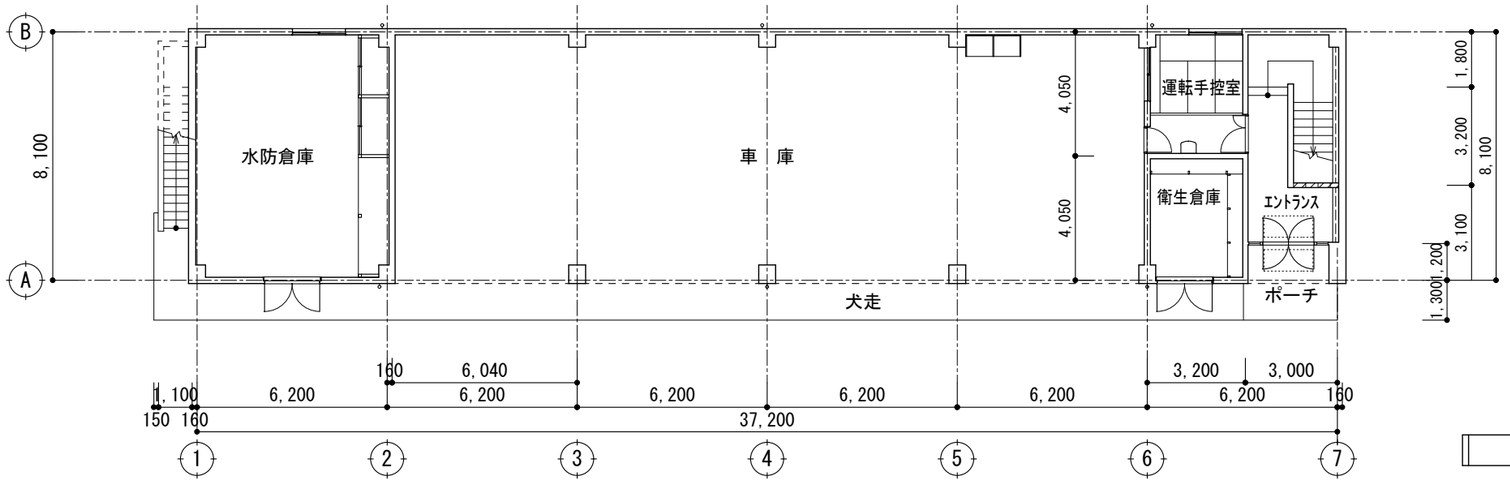

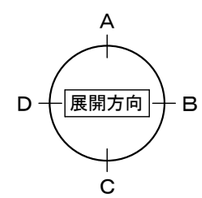

１階平面図　　１：２００

凡　例	
═══	鉄筋コンクリート造
▨▨▨	コンクリートブロック造
═ ═ ═	軽鉄壁

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	平面図	A1:1/100 A3:1/200
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-05

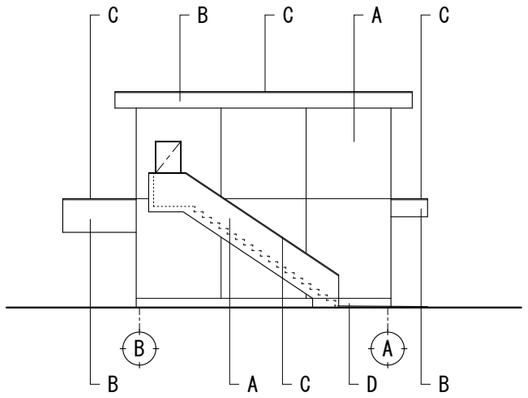

東側立面図　　１：２００

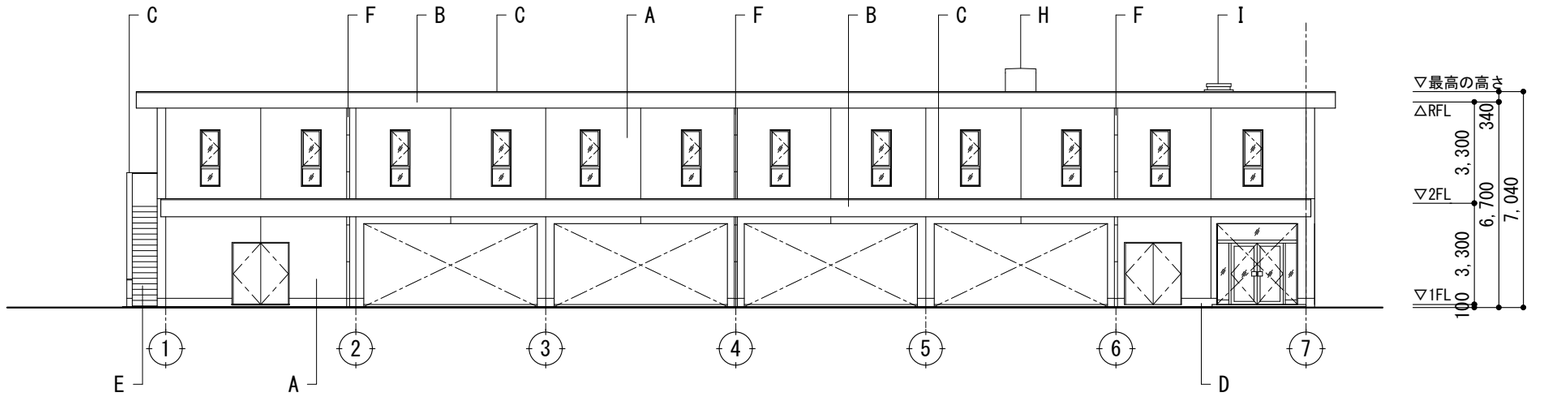

北側立面図　　１：２００

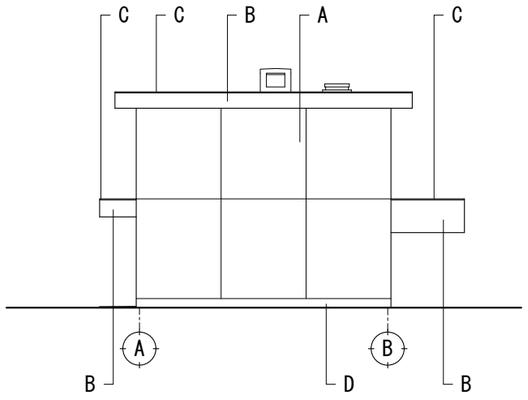

西側立面図　　１：２００

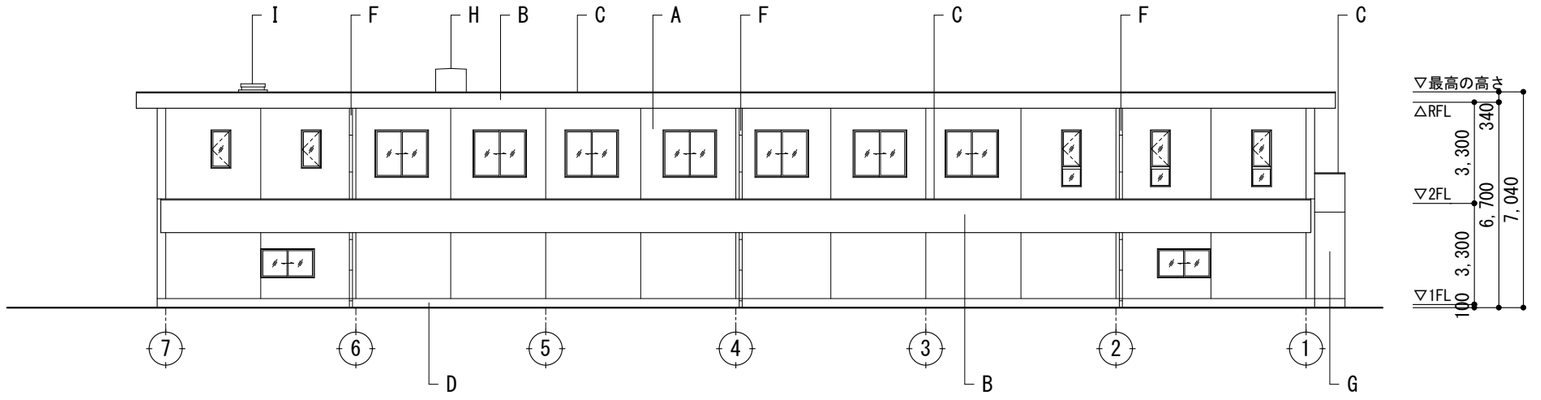

南側立面図　　１：２００

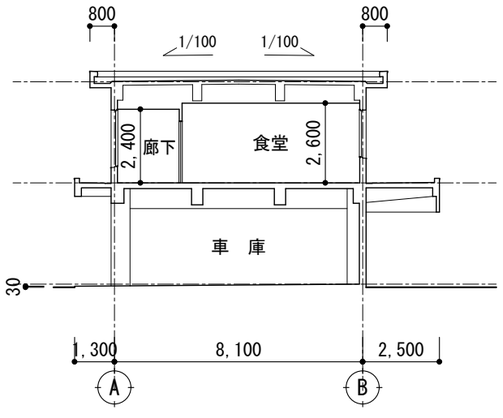

断面図(1)　　１：２００

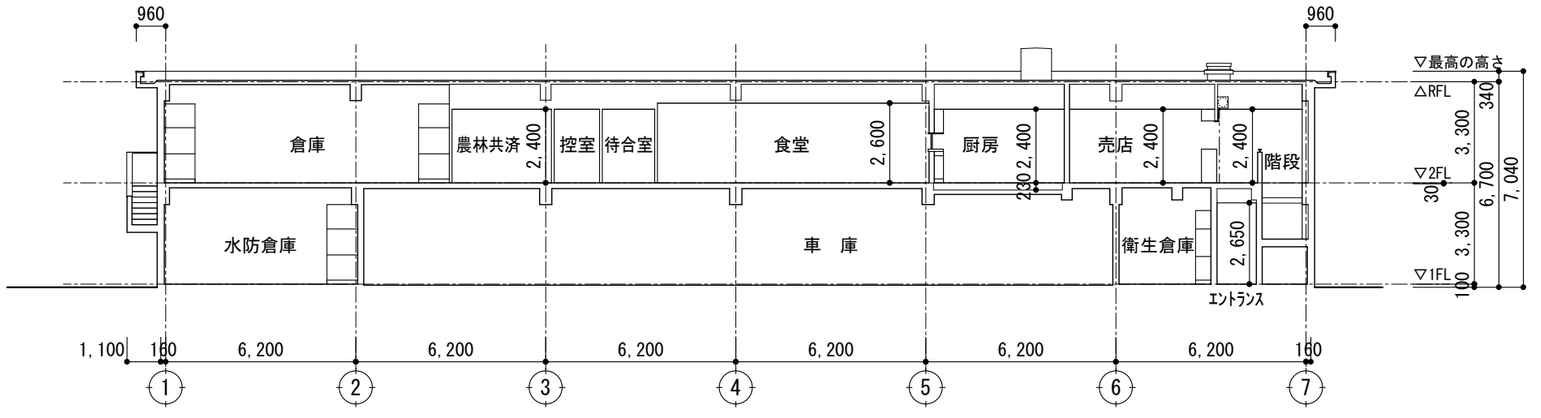

断面図(2)　　１：２００

立面図仕上凡例　　※★は、アスベスト含有材を示す

A	アクリルリシン吹付	D	巾木：モルタル金コテ押えH=300	G	段裏：アクリルリシン吹付
B	★吹付タイル	E	階段：セメント防水金コテ押え	H	厨房排気筒
C	笠木：セメント防水金コテ押え	F	竪樋：白ガス管Φ100VP	I	屋上改め口

みのだ・ブランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

立面図・断面図　　A1:1/100　A3:1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A－０６

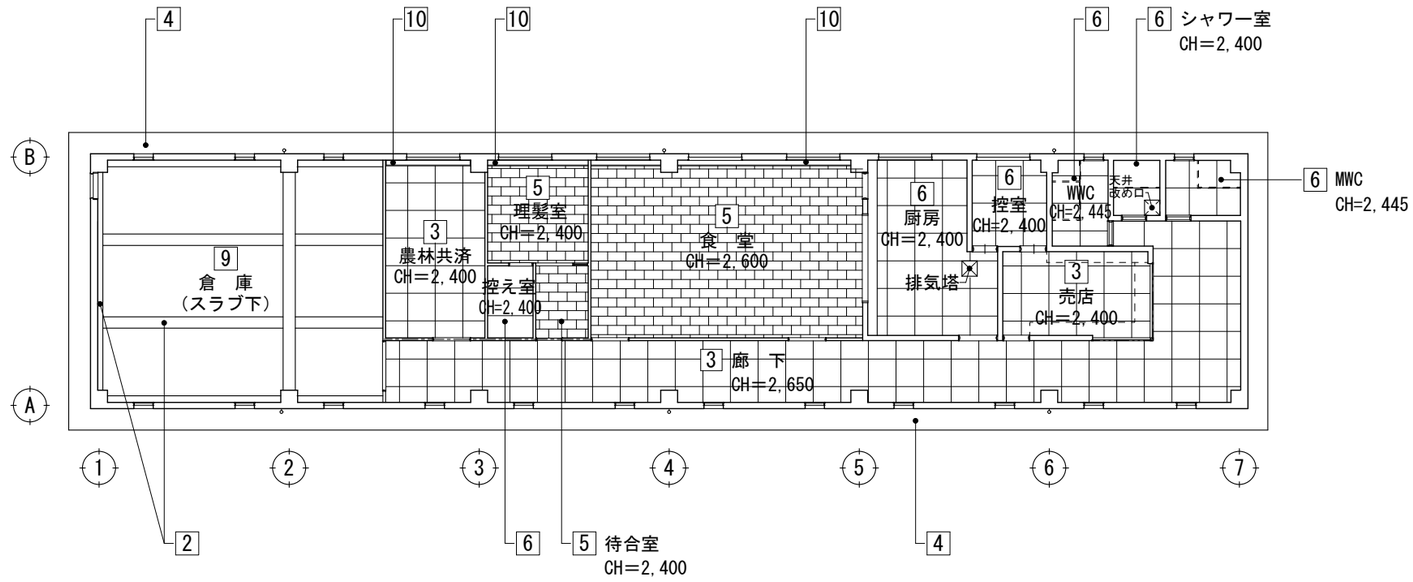

2階天井伏図　　１：２００

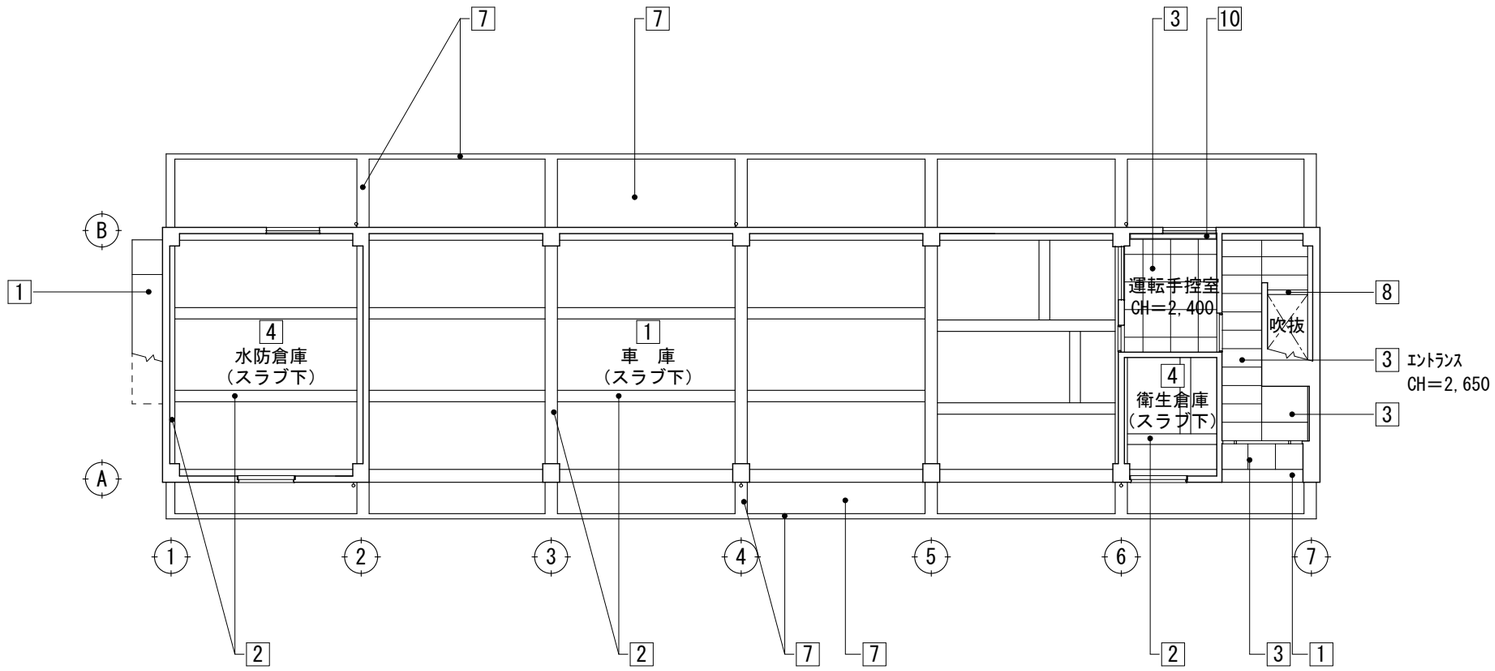

1階天井伏図　　１：２００

凡　例　　※★は、アスベスト含有材を示す

1	アクリルリシン吹付(モルタル下地)	4	コンクリート打放シ	7	アクリルリシン吹付(コンクリート打放シ下地)	10	カーテンボックス：木製OP　W=150，H=250
2	梁型：モルタル	5	PBt=9+★岩綿吸音板t=9	8	モルタル金コテ押えVP		
3	★軟質石綿板貼	6	★フレキシブルボード	9	t=25発泡ポリスチレン板打込みのまま		

みのだ・プランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

天井伏図　　A1:1/100　A3:1/200

A－０７

鹿児島市建設局建築部建築課

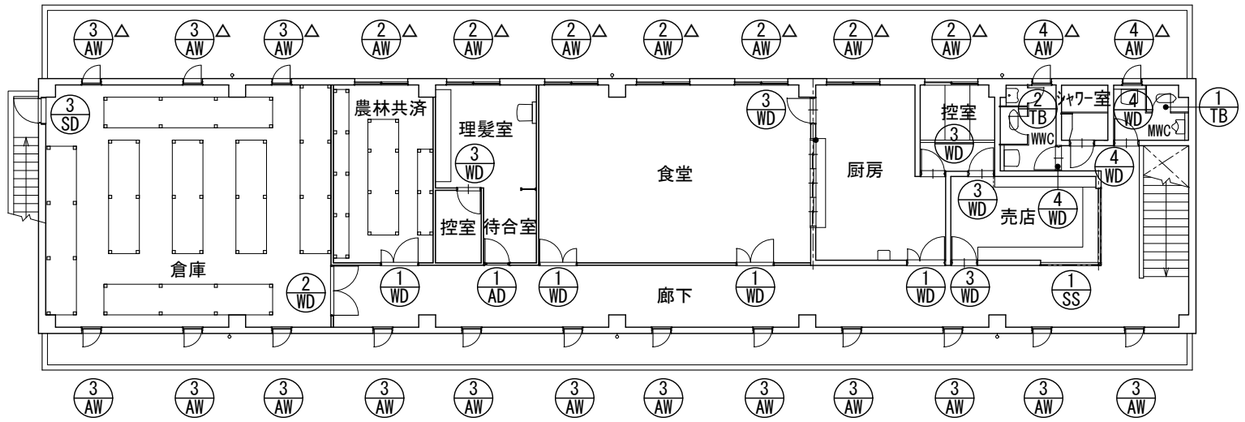

２階建具キープラン　１：２００

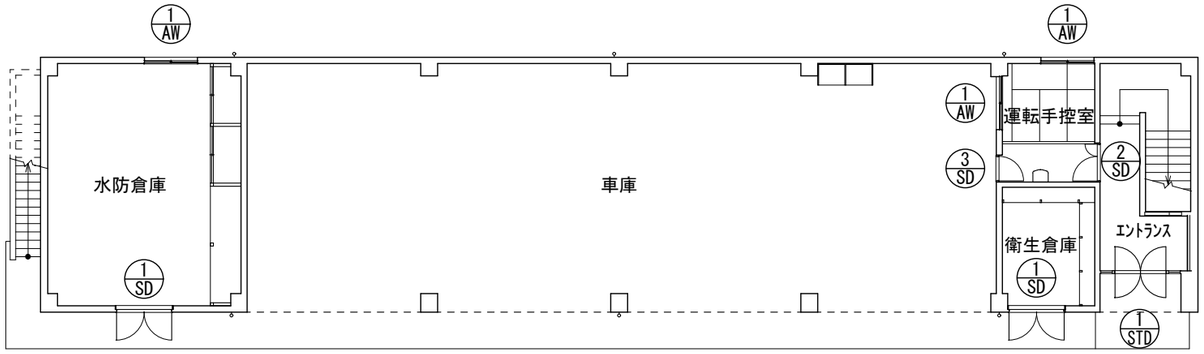

１階建具キープラン　１：２００

△：網入りガラス

	みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
		建具キープラン	A1:1/100 A3:1/200
		鹿児島市建設局建築部建築課	A-０８

記号・名称・個数	(1/AD)×1　ランマ付き片開扉	(1/AW)×3　引違い窓	(2/AW)×7　引違い窓	(3/AW)×15　下部：FIX窓+上部：片開き窓
形状・寸法	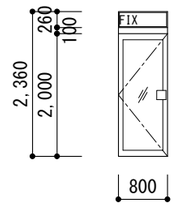	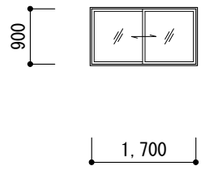	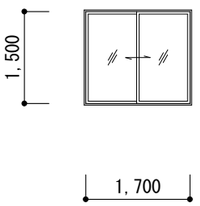	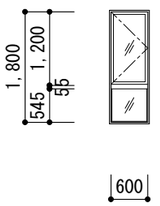
場所・見込	理髪室　枠見込70	水防倉庫、運転手控室　枠見込70	厨房、食堂、他　枠見込70	廊下、倉庫、他　枠見込70
仕上	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
硝子	扉：t=6吸熱　、ランマ：t=5吸熱	t=6.8網入り透明	t=6.8網入り透明	防火設備：t=6.8網入り透明（3ヶ所）、一般：t=5透明（12ヶ所）
金物	フロアヒンジ、ドアプレート			
備考				

記号・名称・個数	(4/AW)×2　片開き窓	(1/SD)×2　両開き戸	(2/SD)×1　親子開き戸	(3/SD)×2　片開き戸
形状・寸法	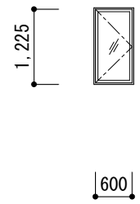	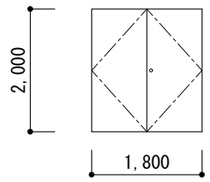	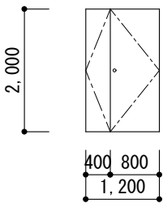	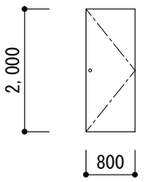
場所・見込	2階便所　枠見込70	衛生倉庫、水防倉庫　枠見込100	運転手控室　枠見込100	運転手控室、２階倉庫　枠見込100
仕上	アルミ	スチール	スチール	スチール
硝子	t=6.8網入り透明	—	—	—
金物		ピボットヒンジ、モノロック錠、ドアチェック、フランス落し	ピボットヒンジ、モノロック錠、ドアチェック、フランス落し	ピボットヒンジ、モノロック錠、ドアチェック
備考				

記号・名称・個数	(1/STD)×1　両袖、ランマ付き両開き扉	(1/SS)×1　軽量手動シャッター	(1/TB)×1　トイレブース	(2/TB)×1　トイレブース
形状・寸法	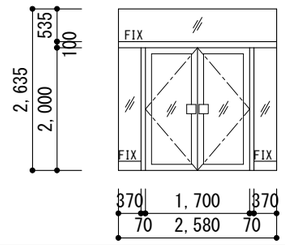	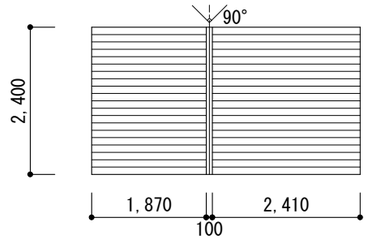	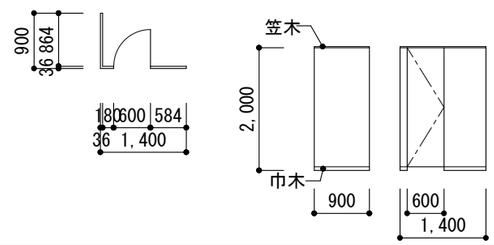	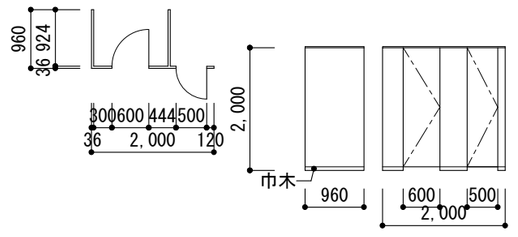
場所・見込	エントランス　枠見込100	売店	MWC	WWC
仕上	ステンレス	スチール	ｽｸﾘｰﾝ:ｼﾅﾍﾞﾆｱﾌﾗｯｼｭOP、笠木:SUS製ｺｰ20×40、巾木:SUS製：H=60	ｽｸﾘｰﾝ:ｼﾅﾍﾞﾆｱﾌﾗｯｼｭOP、笠木:SUS製ｺｰ20×40、巾木:SUS製：H=60
硝子	t=6.8網入り透明	—	—	—
金物	フロアヒンジ、ドアプレート	中柱、ガイドレール：SUS	ラバトリーヒンジ、表示錠	ラバトリーヒンジ、表示錠
備考				

記号・名称・個数	(1/WD)×4　親子開きガラリ付フラッシュ扉	(2/WD)×1　両開きフラッシュ戸	(3/WD)×5　片開きガラリ付フラッシュ戸	(4/WD)×3　片開きフラッシュ戸
形状・寸法	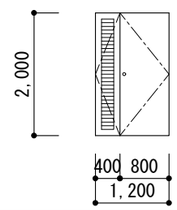	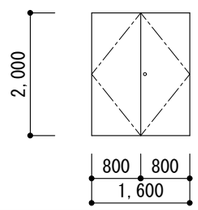	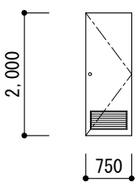	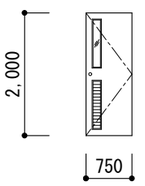
場所・見込	農業共済、食堂、厨房　扉厚40	２階倉庫　扉厚40	売店、控室、厨房　扉厚40	便所、シャワー室　扉厚40
仕上	木製ＯＰ	木製ＯＰ	木製ＯＰ	木製ＯＰ
硝子	—	—	—	t=4型
金物	ピボットヒンジ、ドアチェック、モノロック、フランス落し	ピボットヒンジ、ドアチェック、モノロック、フランス落し	ピボットヒンジ、ドアチェック、モノロック	ピボットヒンジ、ドアチェック、モノロック
備考				ガラリ付

みのだ・ブランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

建具表

A1:1/50
A3:1/100

A-09

鹿児島市建設局建築部建築課

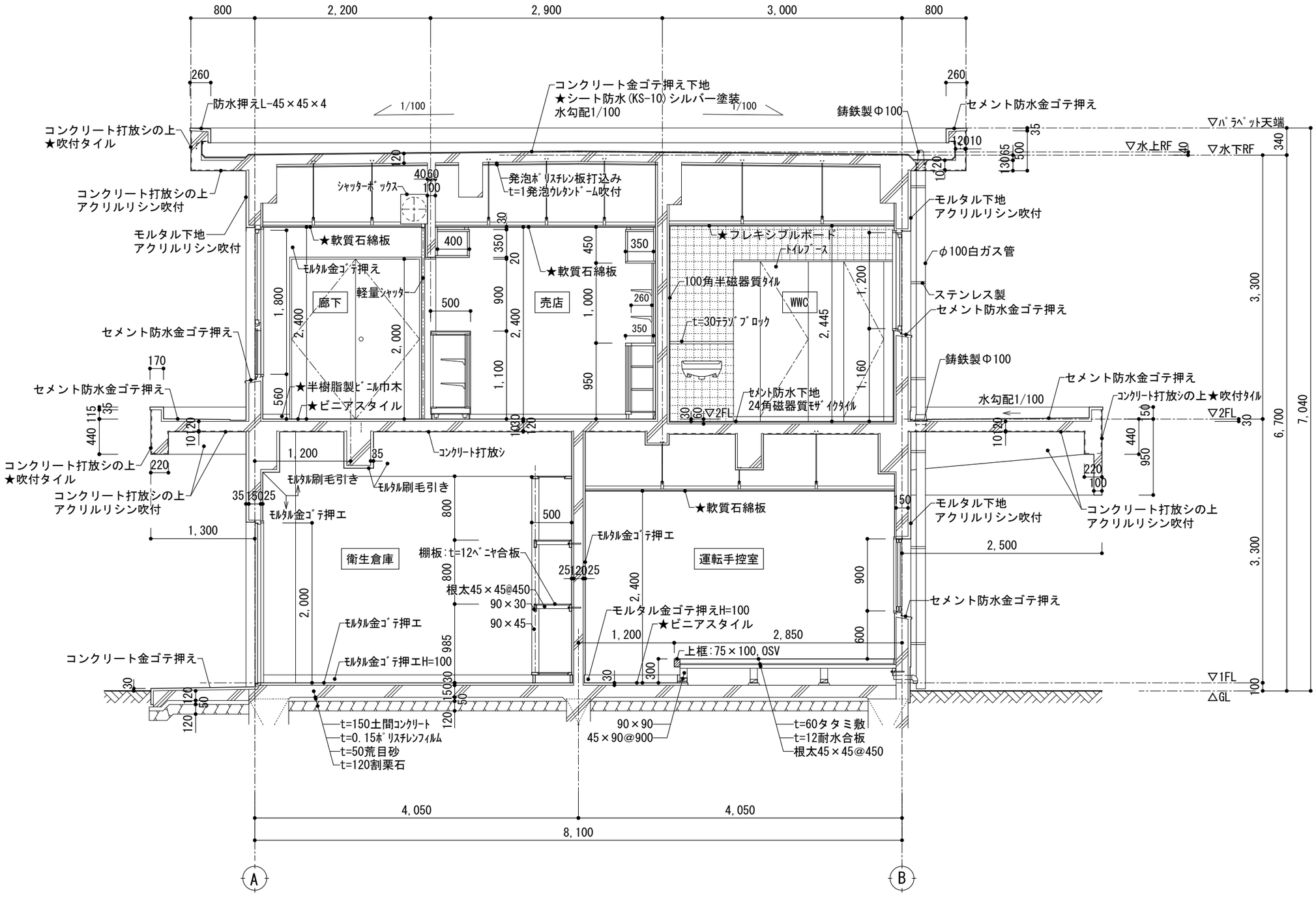

矩計図　　１：５０

※★は、アスベスト含有材を示す

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	矩計図	A1:1/25 A3:1/50
	鹿児島市建設局建築部建築課	A－１０

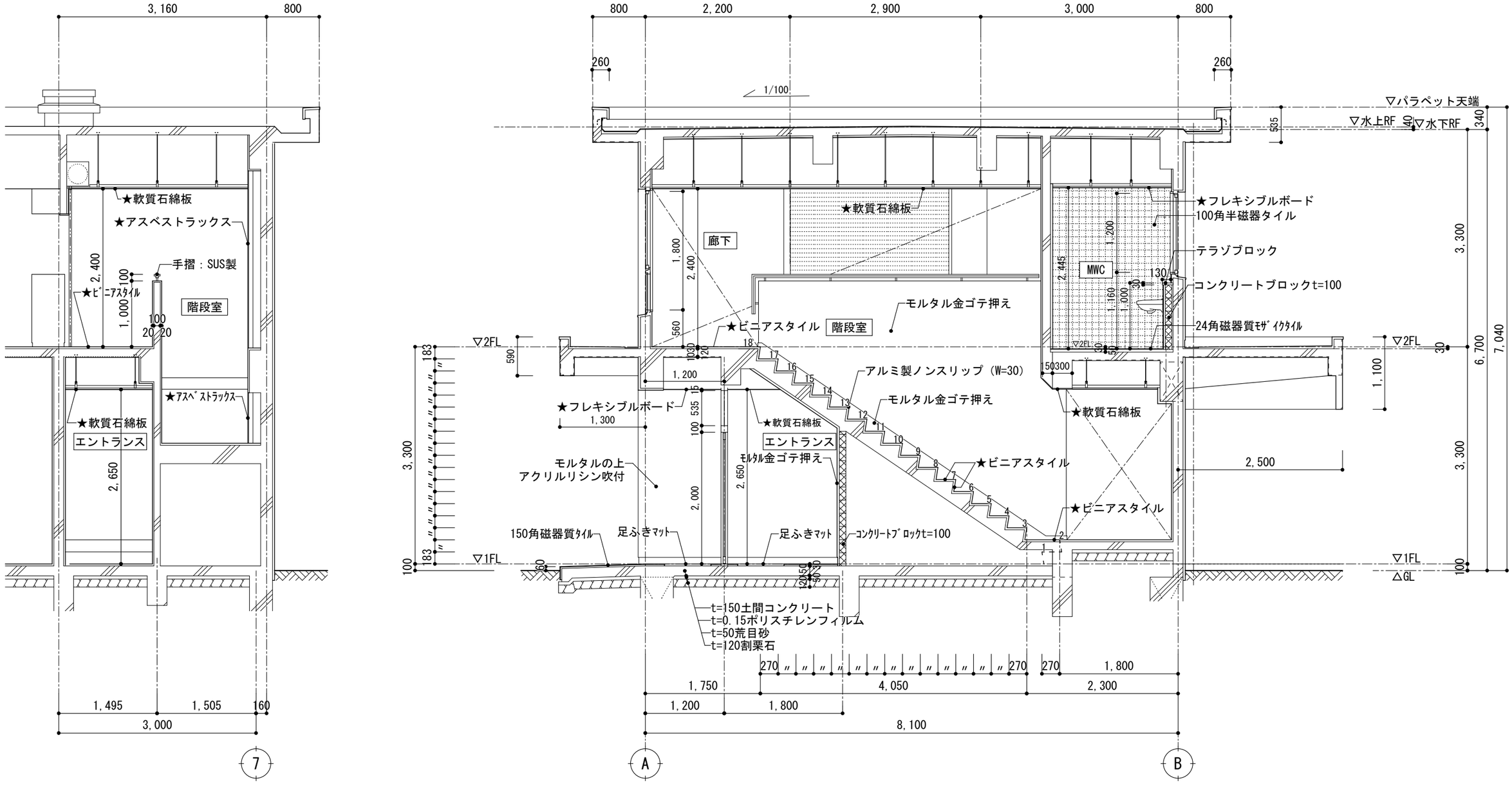

屋内階段詳細図　　１：６０

※★は、アスベスト含有材を示す

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	屋内階段詳細図	A1:1/30 A3:1/60
	鹿児島市建設局建築部建築課	A－１１

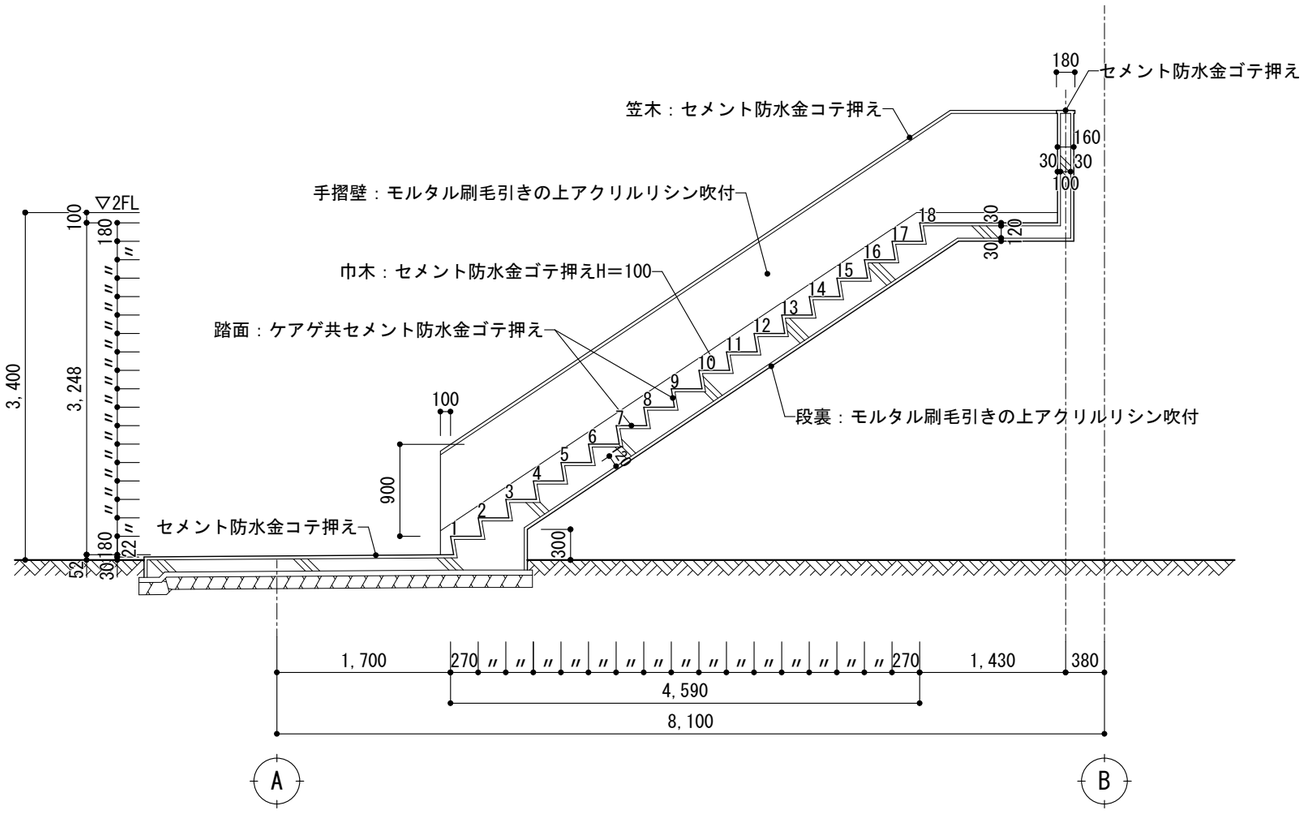

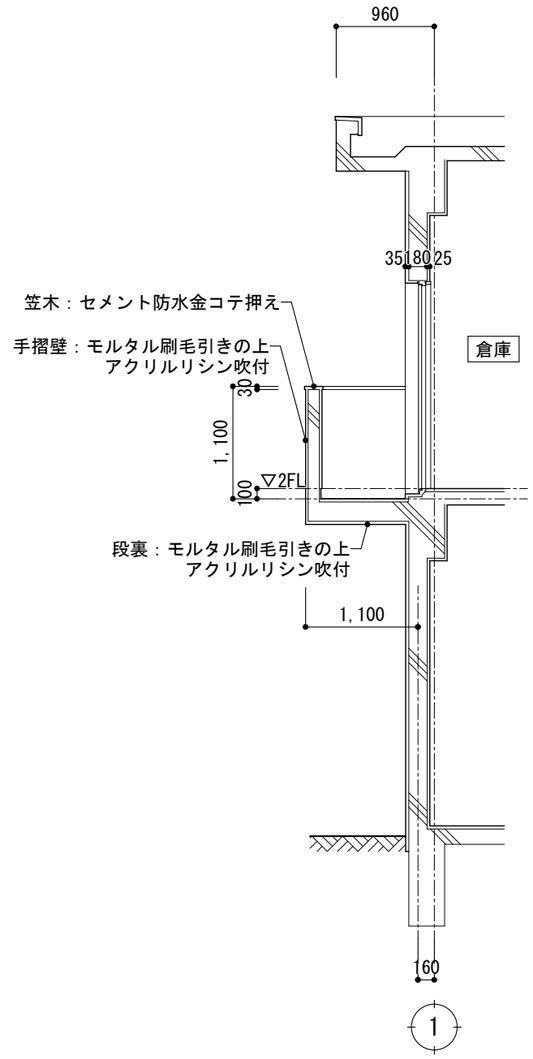

屋外階段詳細図　　１：６０

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
	屋外階段詳細図	A1:1/30 A3:1/60	A－１２
	鹿児島市建設局建築部建築課		

厨房排気塔詳細図　　１：５０

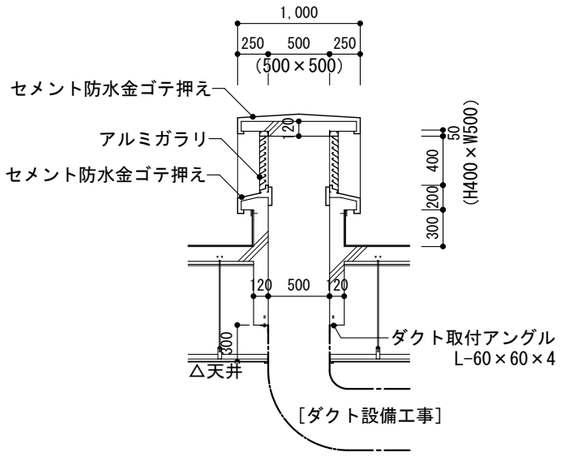

屋根改め口(シャワー室)詳細図　１：５０

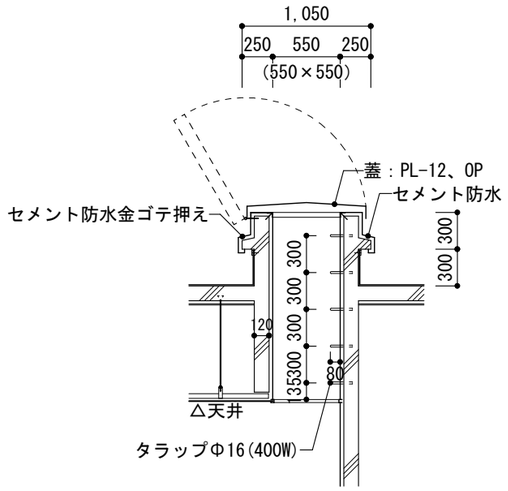

厨房サービスカウンター廻り詳細図　１：５０

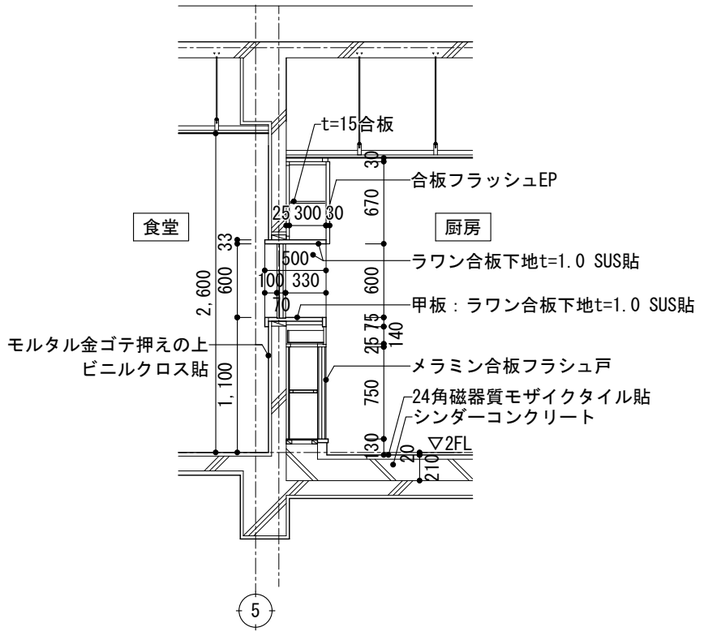

シャワー室廻り詳細図　　１：５０

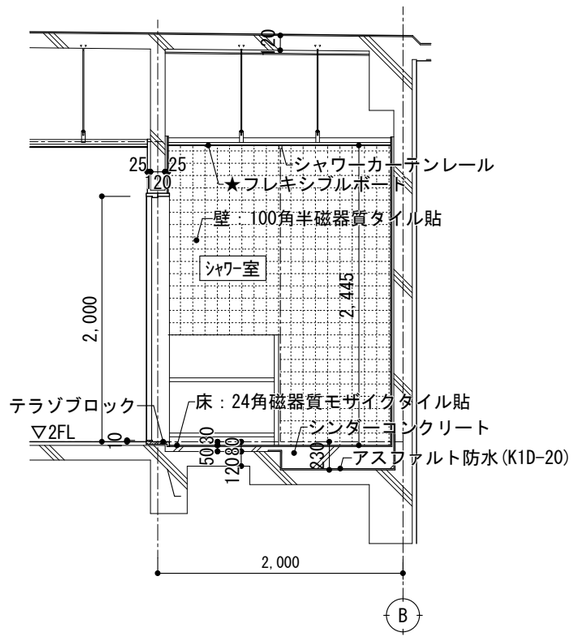

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
	部分詳細図	A1:1/25 A3:1/50	A－１３
	鹿児島市建設局建築部建築課		

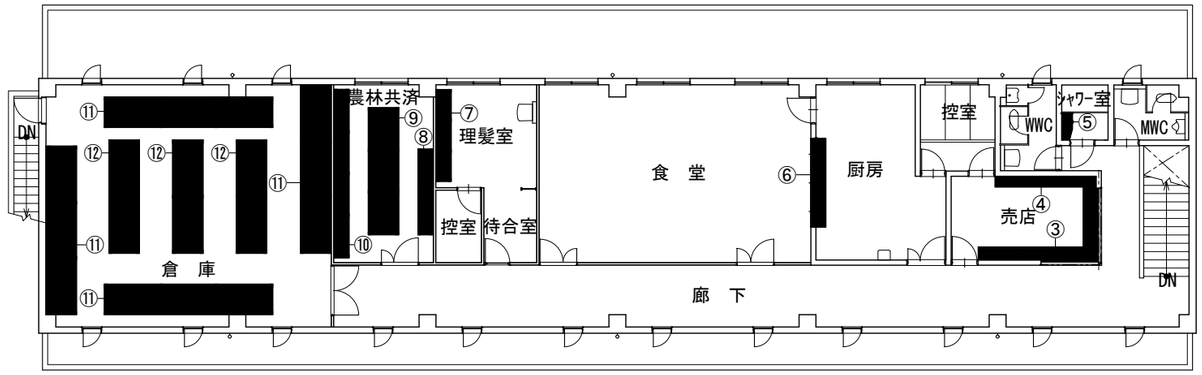

２階家具キープラン　　１：２００

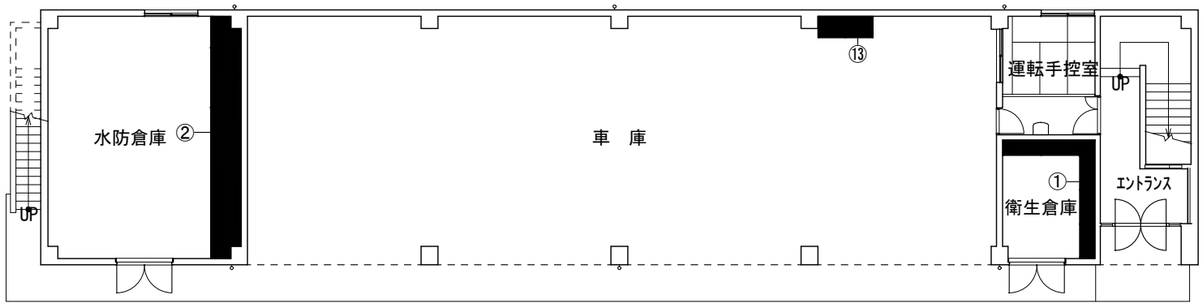

１階家具キープラン　　１：２００

家具リスト

番号	品名	寸法	個数	仕様・備考
①	棚	W（3,365＋2,515）×D500×H2,400	1ヶ所	造作棚３段、木製
②	棚	W（2,000+2,000+3,900）×D1,000×H2,595	1ヶ所	造作棚３段、木製　※展開図参照
③	棚	W（3,425+1,995）×腰棚（D500×H1,100）吊棚（D400×H400）	1ヶ所	※家具図参照
④	棚	W3,300×腰棚（D350×H950）吊棚（D350×H450）	1ヶ所	※家具図参照
⑤	脱衣棚	W890×H1,200×D350	1ヶ所	造作棚３段、木製
⑥	ｻｰﾋﾞｽｶｳﾝﾀｰ	W2,900×腰棚（D330×H1,100）×吊戸棚(D300×H700)×天板(D500×H75)	1ヶ所	※部分詳細図参照
⑦	棚	W3,000×D500×H1,800	1ヶ所	造作棚２段、木製
⑧	棚	W2,800×D500×H2,575	1ヶ所	造作棚５段、木製
⑨	棚	W4,150×D1,000×H2,575	1ヶ所	造作棚４段、木製
⑩	棚	W5,500×D500×H2,575	1ヶ所	造作棚５段、木製
⑪	棚	W5,500×D1,000×H2,575	4ヶ所	造作棚３段、木製
⑫	棚	W3,700×D1,000×H2,575	3ヶ所	造作棚３段、木製
⑬	棚	W1,800×D700×H1,800	1ヶ所	造作棚２段、木製、木製引違い戸

①②⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬各室　棚　　1：50

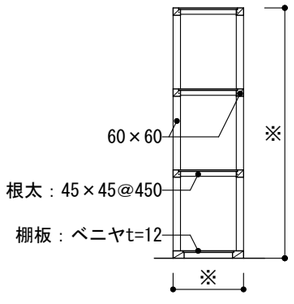

※サイズ・段数は家具リストを参照。

③売店　棚　　1：50

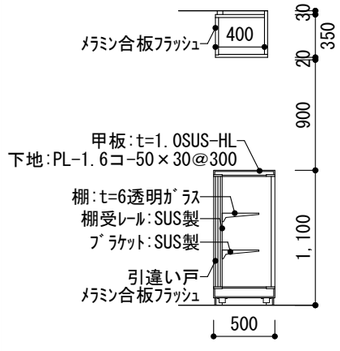

④売店　棚　　1：50

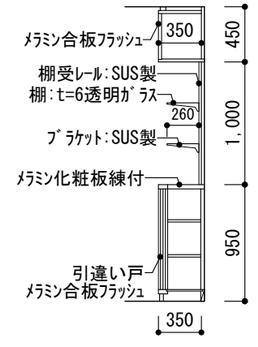

みのだ・ブランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

家具キープラン・家具図

A1:1/100, 1/25
A3:1/200, 1/50

鹿児島市建設局建築部建築課

A－１４

1階 水防倉庫

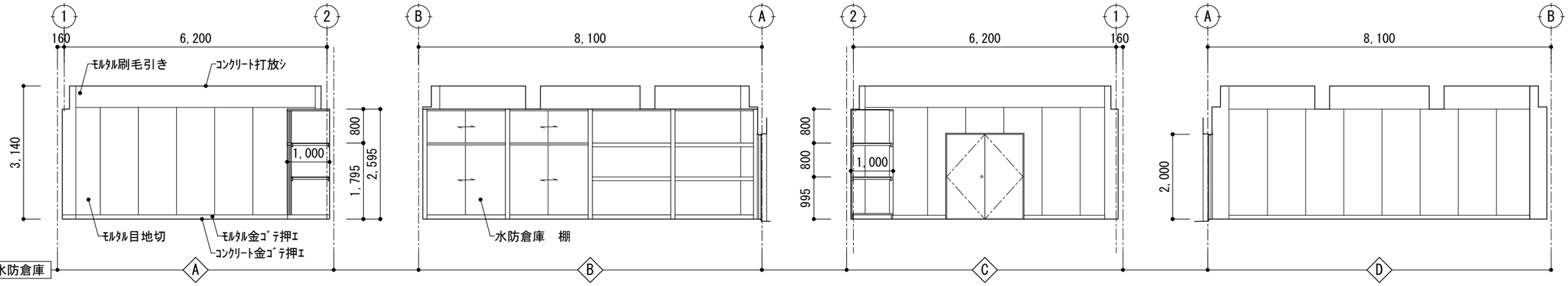

2階 控室（売店・厨房）

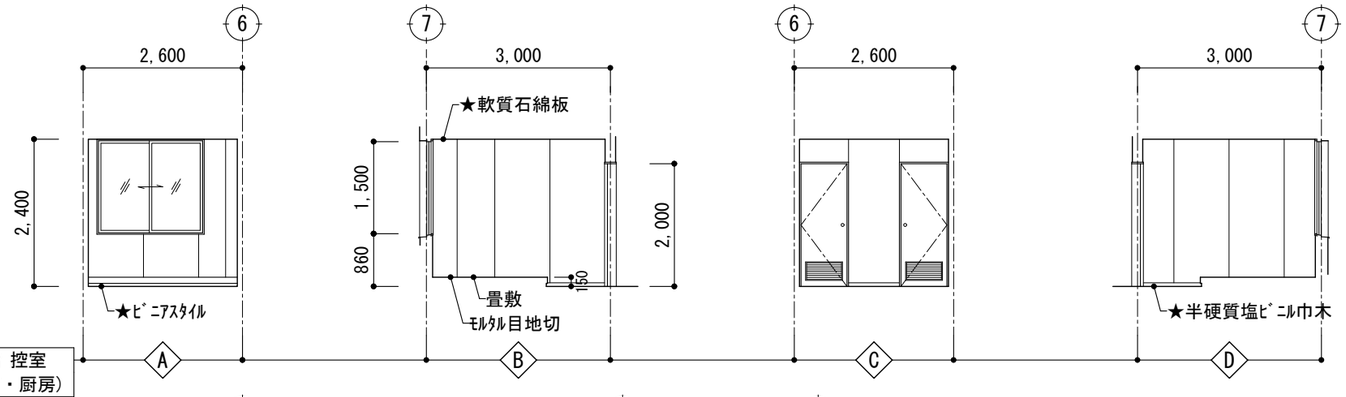

2階 食堂

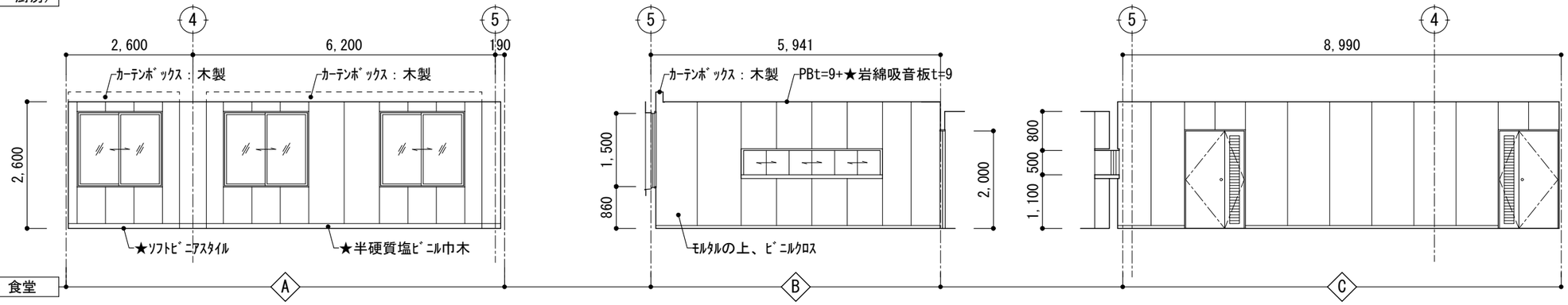

2階 理髪室

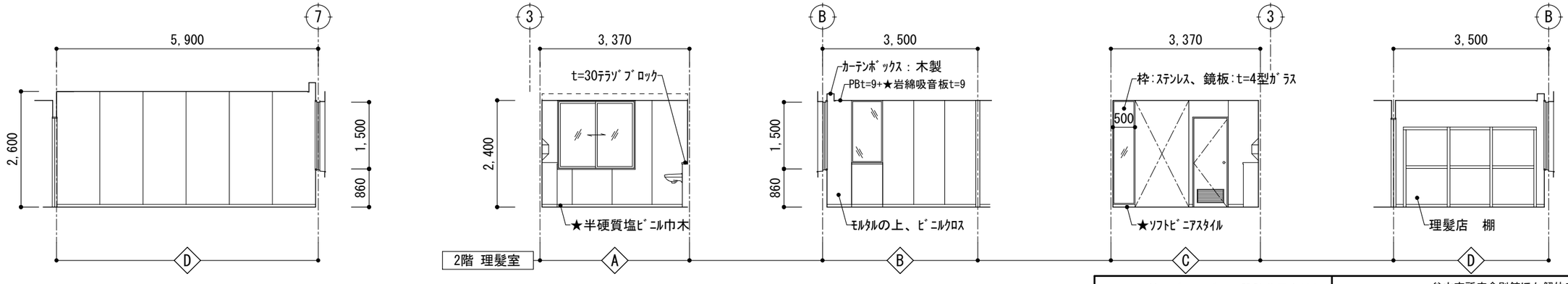

※★は、アスベスト含有材を示す

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	展開図	A1：1/50 A3：1/100
	鹿児島市建設局建築部建築課	A－１５

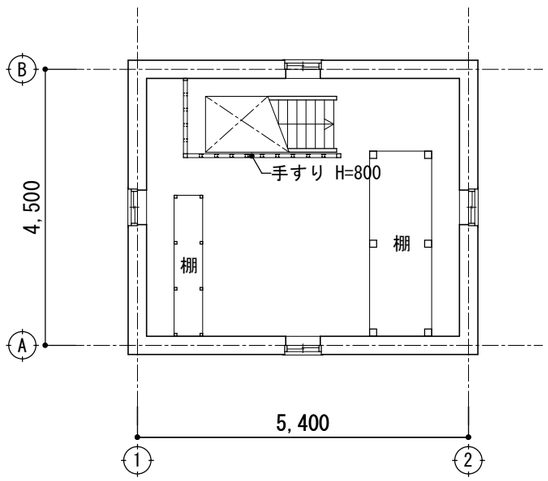

２階平面図　　１：５０

東側立面図　　１：５０

南側立面図　　１：５０

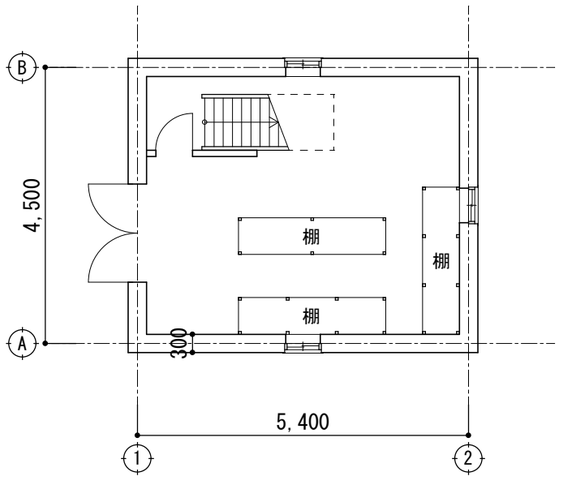

１階平面図　　１：５０

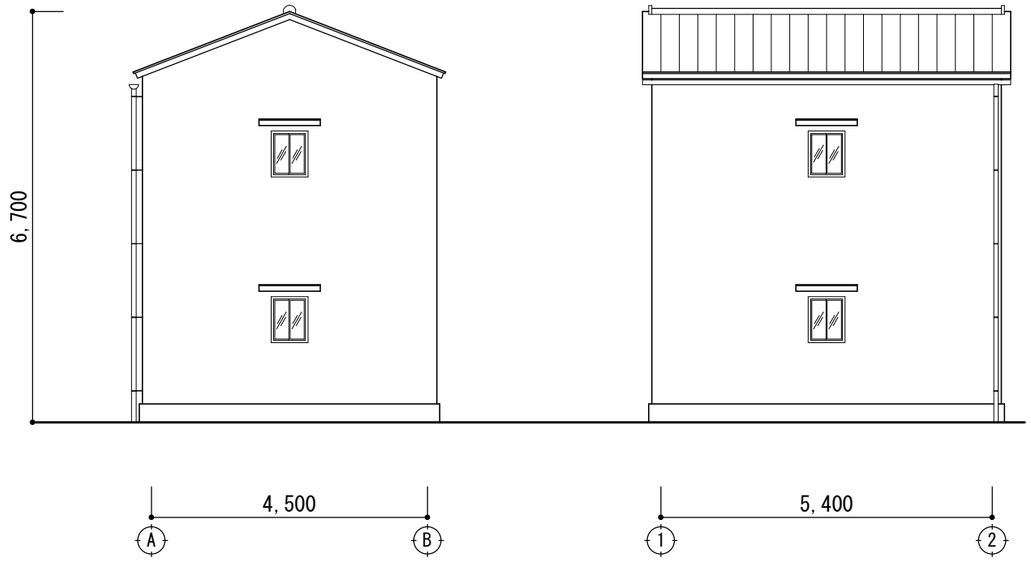

西側立面図　　１：５０

北側立面図　　１：５０

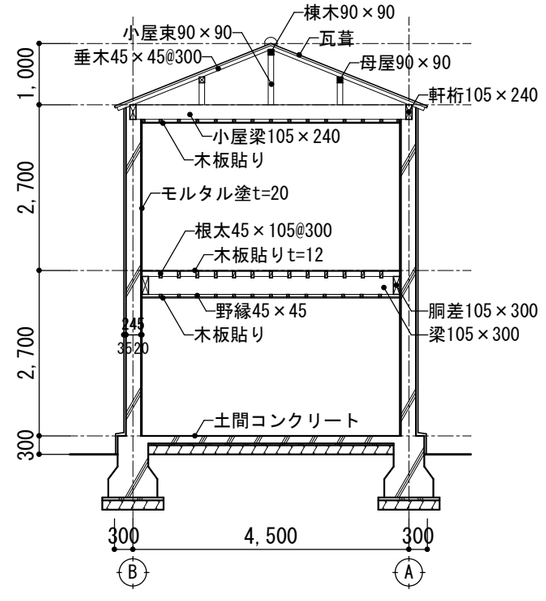

断面図　　１：５０

仕上表							面積表	
外部仕上				内部仕上				
外壁	モルタル	建具	アルミ建具	内壁	モルタル塗	床	木板貼り(2F)	建築面積	24.3㎡
屋根	瓦葺			天井	木板貼り		土間ｺﾝｸﾘｰﾄ(1F)	延床面積	48.6㎡

みのだ・プランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

倉庫　平立断面図　　A1:1/25　A3:1/50

鹿児島市建設局建築部建築課

A－１６

渡り廊下　　１：５０

※★は、アスベスト含有材を示す

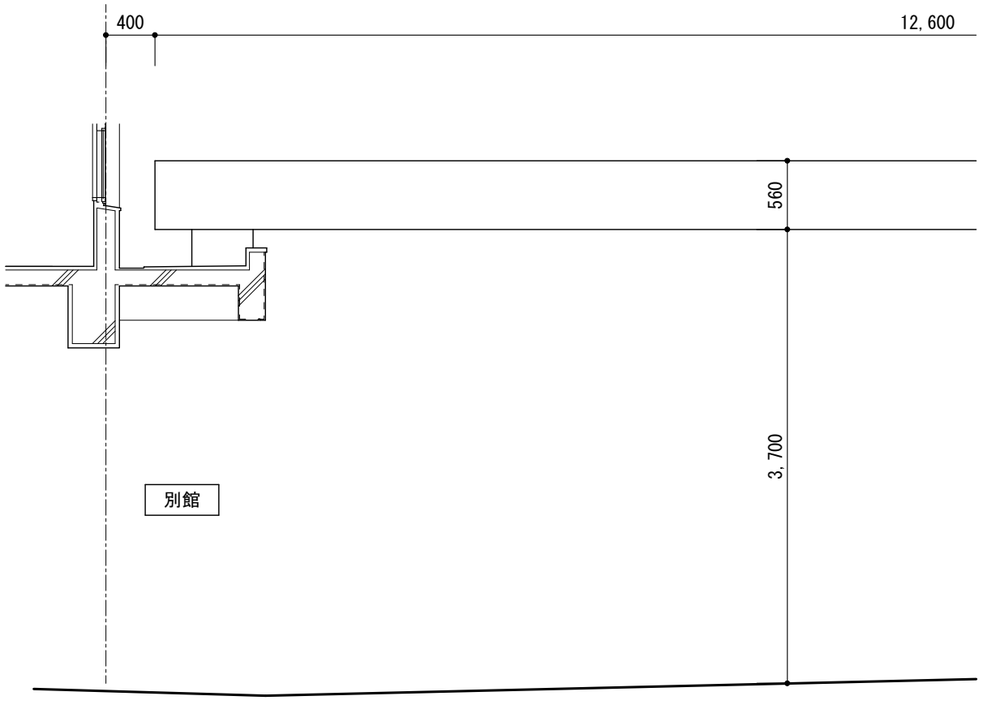

立面図

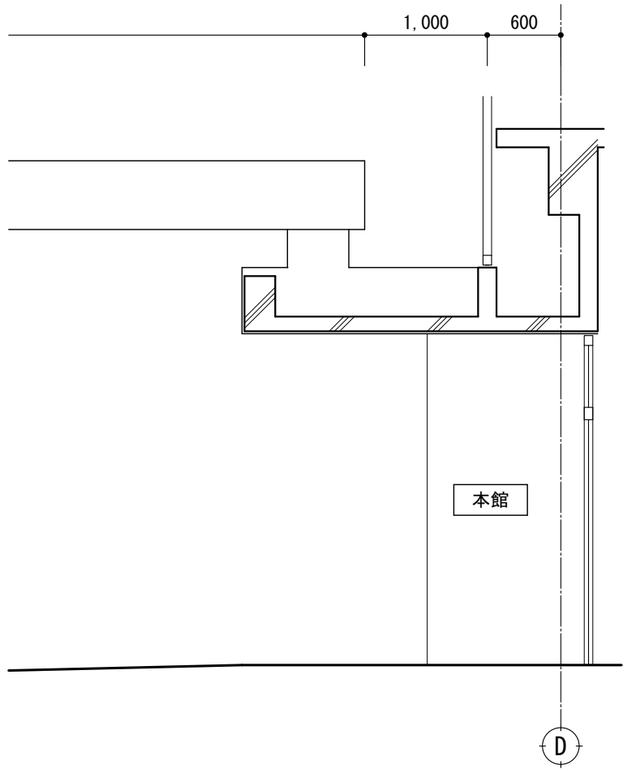

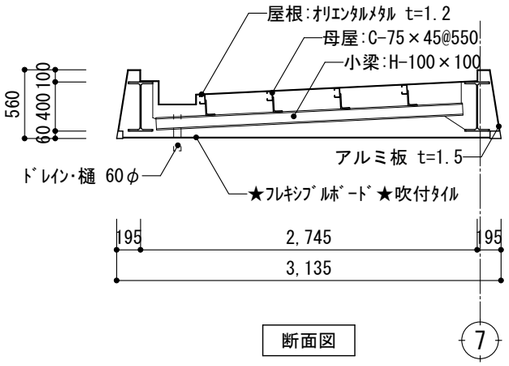

断面図

誘導員詰所　　１：５０

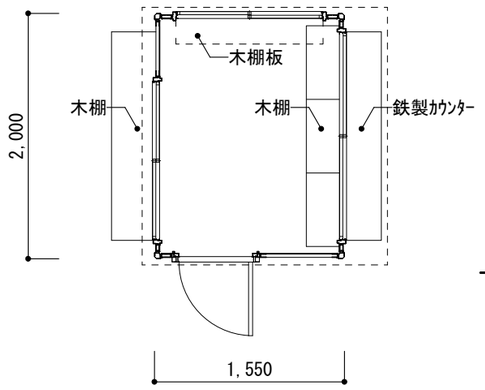

平面図

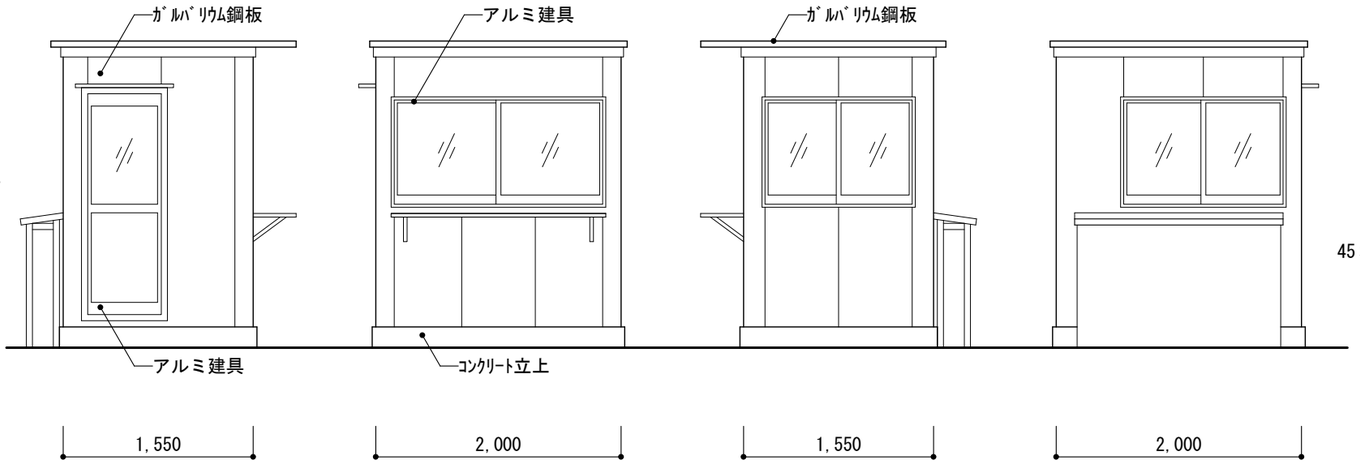

立面図

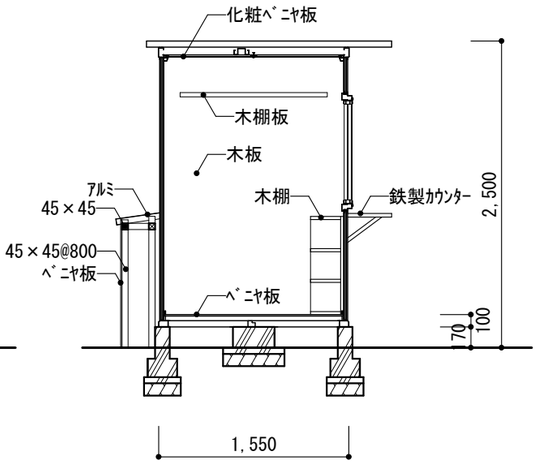

断面図

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	渡り廊下・誘導員詰所　平立断面図	A1:1/25 A3:1/50
	鹿児島市建設局建築部建築課	A－１７

駐輪場屋根(1)　１：５０

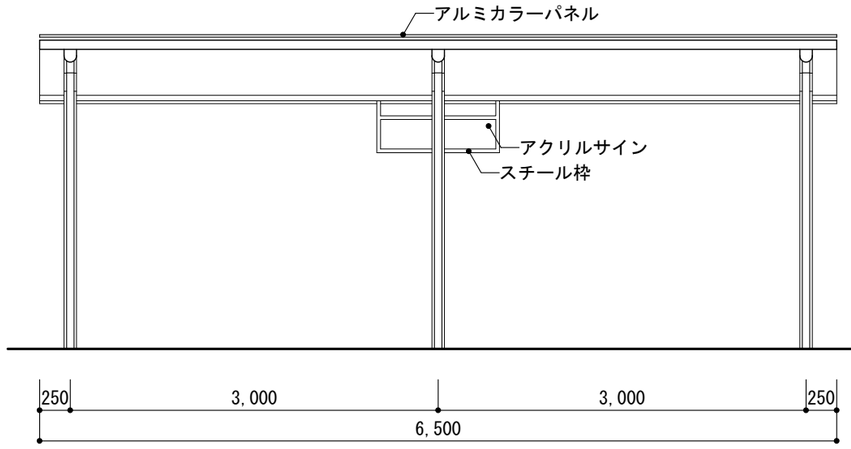

立面図

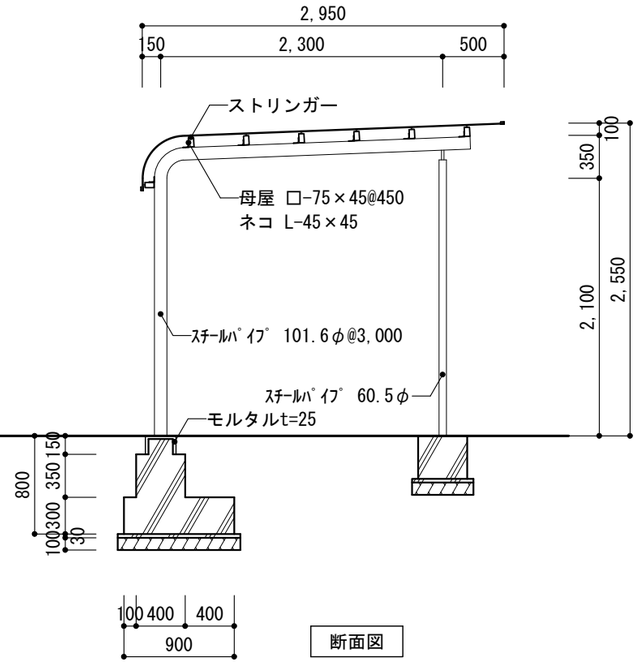

断面図

駐輪場屋根(2)　１：５０

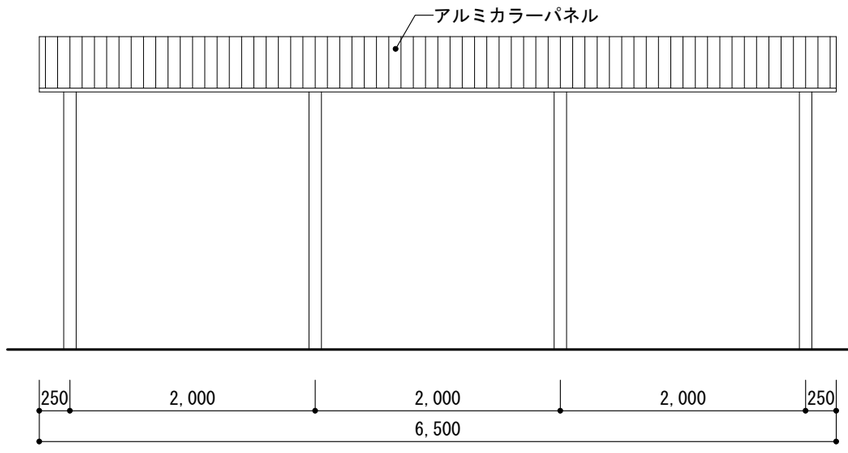

立面図

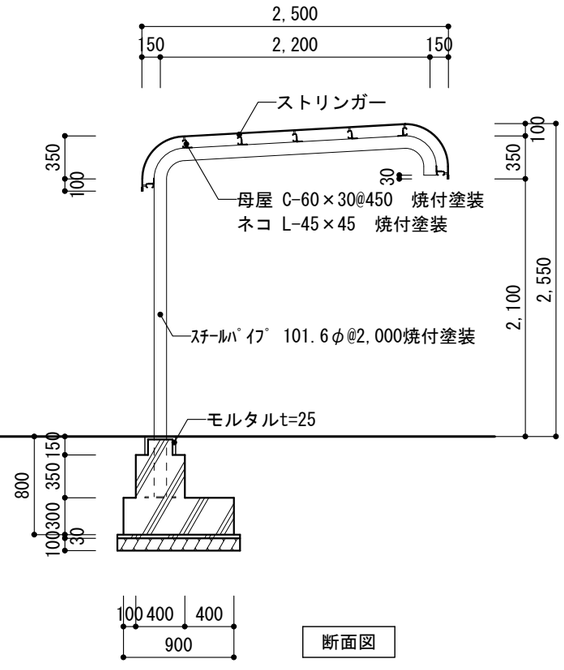

断面図

	みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
		駐輪場屋根(1)・(2)　立断面図	A1:1/25 A3:1/50
		鹿児島市建設局建築部建築課	A－１８

駐輪場屋根(3)　１：５０

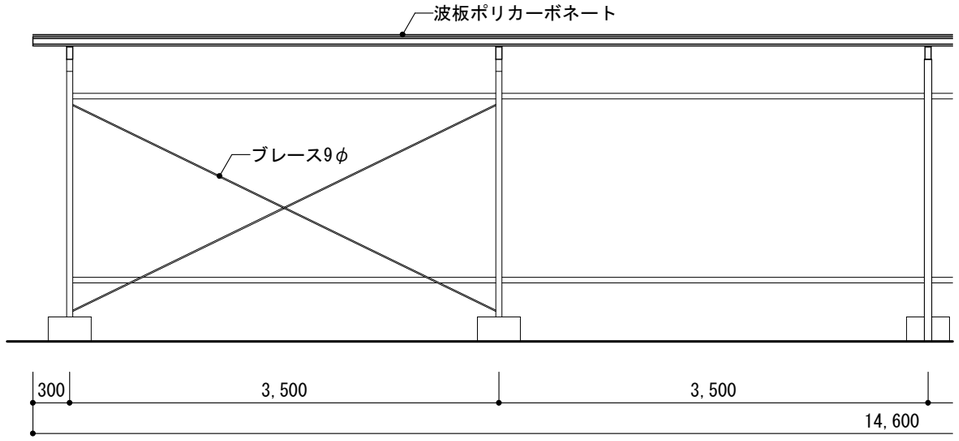

立面図

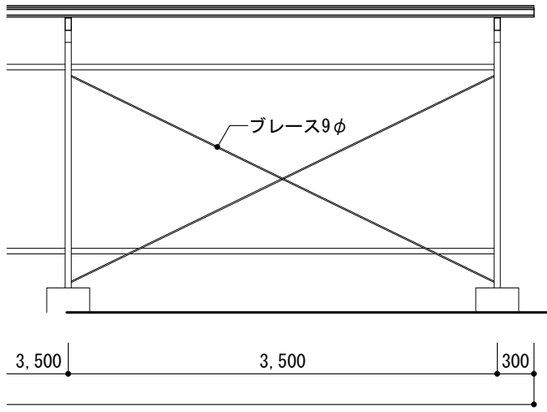

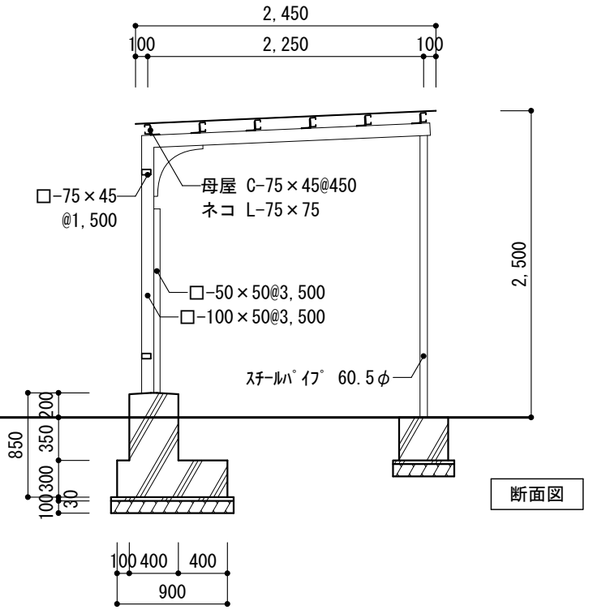

断面図

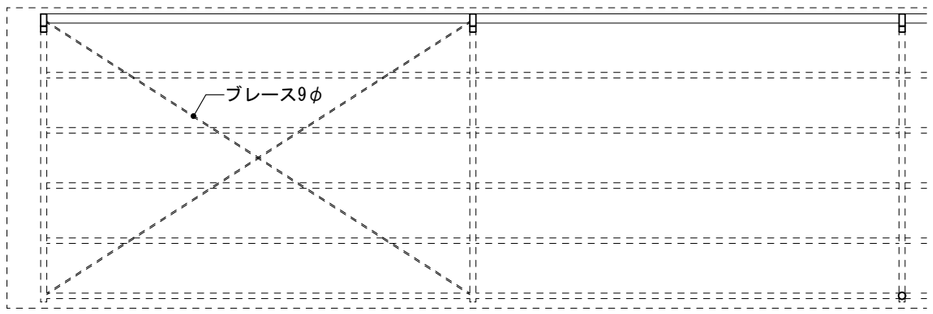

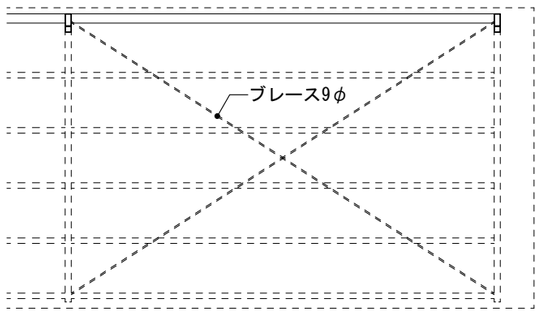

平面図

誘導員日除　１：５０

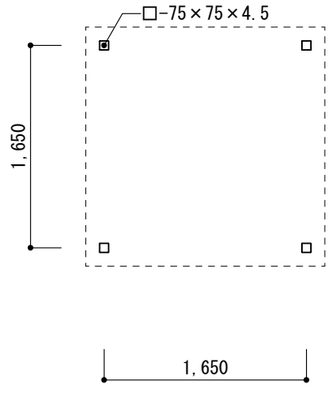

平面図

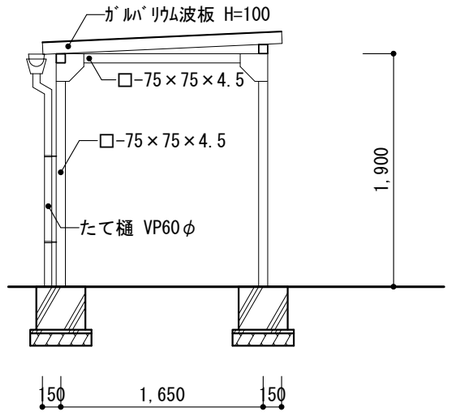

断面図

住民票ボックス　１：５０

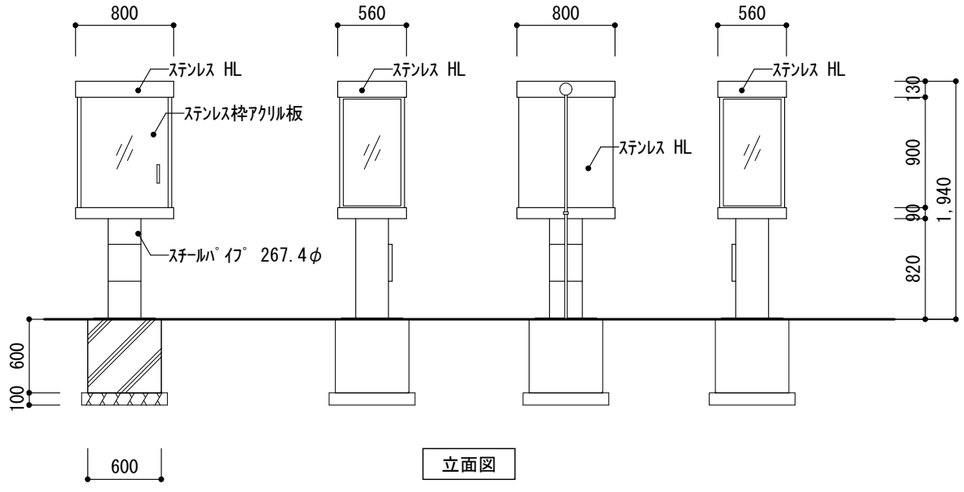

立面図

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事 駐輪場屋根(3)・誘導員日除 住民票ボックス　平立断面図 鹿児島市建設局建築部建築課	A1:1/25 A3:1/50 A－１９

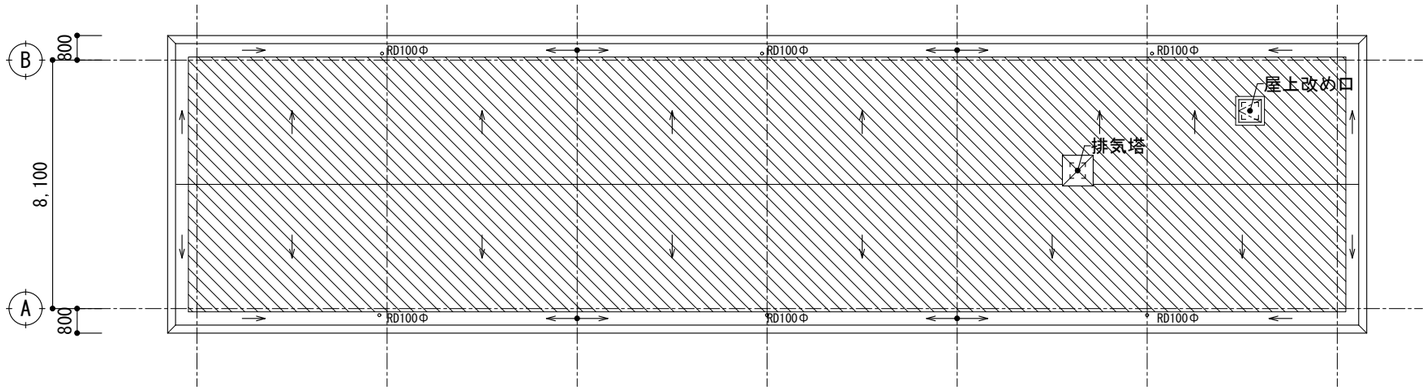

屋根伏図　　１：２００

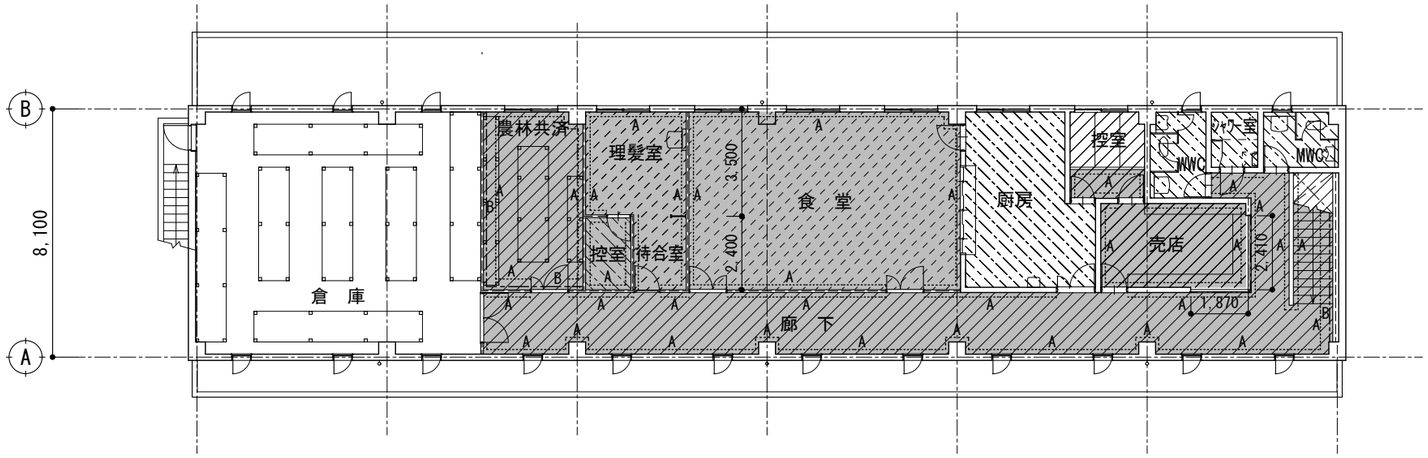

２階平面図　　１：２００

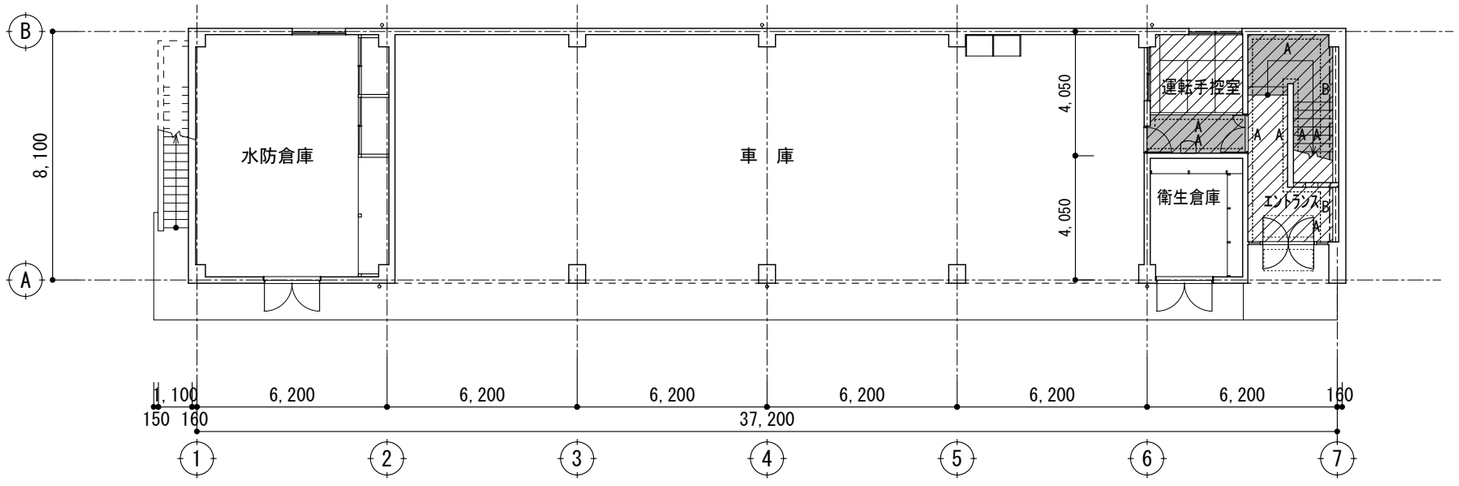

１階平面図　　１：２００

凡　例	
	床　ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ・ｿﾌﾄﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ
A	巾木　半硬質塩化ビニル巾木
B	壁　アスベストラックス
	天井　軟質石綿板
	天井　岩綿吸音板
	天井　フレキシブルボード
	屋上　シート防水

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	アスベスト除去範囲図(1)	A1:1/100 A3:1/200
	鹿児島市建設局建築部建築課	A－２０

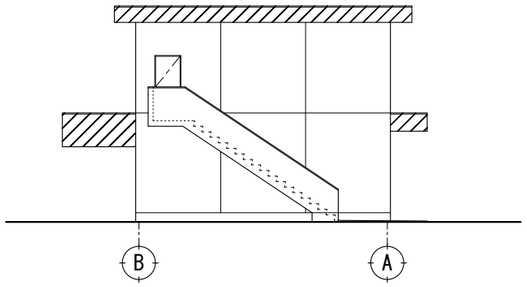

東側立面図　　１：２００

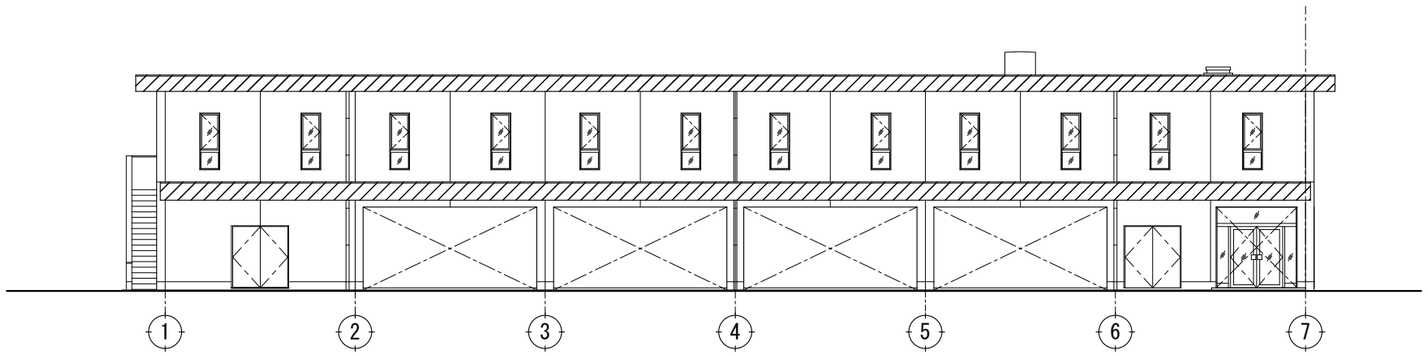

北側立面図　　１：２００

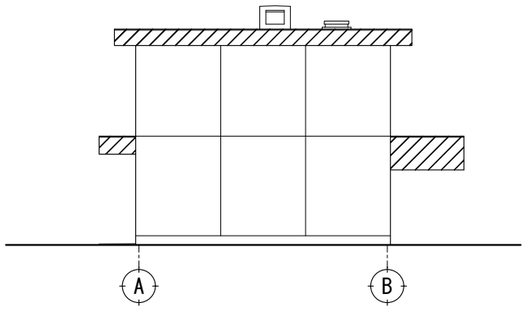

西側立面図　　１：２００

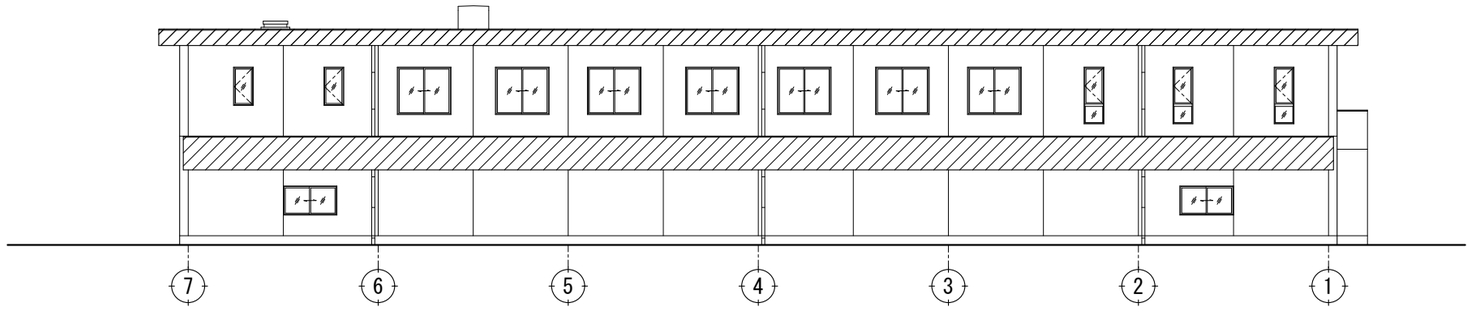

南側立面図　　１：２００

凡　例	
	吹付タイル

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
	アスベスト除去範囲図(2)	A1:1/100 A3:1/200	A-２１
	鹿児島市建設局建築部建築課		

梁リスト　1：100

	符号	G1		G1A			G2			G3		G4
	位置	端部	中央	端部	中央		外端	中央	内端	端部	中央	全断面
R階	断面											
	b×D	350×650		350×650			350×600			350×600		350×650
	上端筋	4-D22	3-D22	5-D22	3-D22		3-D22	2-D22	3-D22	3-D22	2-D22	3-D22
	下端筋	3-D22	5-D22	3-D22	5-D22		2-D22	3-D22	2-D22	2-D22	3-D22	3-D22
	S.T.P	2−D13@200		2−D13@200			2−D10@150			2−D10@150		2−D10@200
	腹　筋	2−D10		2−D10			2−D10			2−D10		2−D10
2階	符号	G1		G1A			G2			G3		G4
	位置	端部	中央	端部	中央		外端	中央	内端	外端	中央	全断面
	断面											
	b×D	350×650		400×650			350×650			350×650		350×650
	上端筋	6-D25	3-D25	7-D25	3-D25		4-D25	2-D25	4-D25	4-D25	2-D25	3-D25
	下端筋	5-D25	4-D25	7-D25	6-D25		3-D25	3-D25	2-D25	2-D25	3-D25	3-D25
	S.T.P	2−D13@150		3−D13@100			2−D10@150			2−D10@150		2−D10@150
	腹　筋	2−D10		2−D10			2−D10			2−D10		2−D10
1階	符号	FG1		FG2			FB1			FB2		
	位置	端部	中央部	端部	中央部		全断面			全断面		
	断面	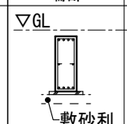		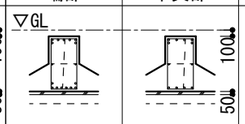			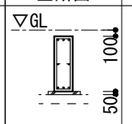			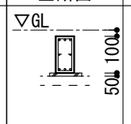		
	b×D	350×900		500×900			300×900			300×600		
	上端筋	4-D22	4-D22	7-D25	6-D25		3-D22			3-D19		
	下端筋	4-D22	2-D22	8-D25	4-D25		3-D22			3-D19		
	S.T.P	2−D13@200		3−D13@100			2−D10@200			2−D10@200		
	腹　筋	2−D10		2−D10			2−D10			2−D10		
小梁	符号	B1（B1A）		B2（B2A）			B3（B3A）					
	位置	端部	中央	端部	中央							
	断面					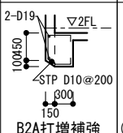						
		()内はB1Aを示す				B2A打増補強	()内はB3Aを示す					
	b×D	300×550（500）		300×550			200(250)×400					
	上端筋	4-D19	2-D19	4-D22	3-D22		2-D19					
	下端筋	2-D19	3-D19	4-D22	6-D22		2-D19					
	S.T.P	2−D10@200		2−D13@150			2−D10@200					
	腹　筋	—		—			—					
	符号	CG1		CG2			リブ					
	位置	元端	先端	全断面			全断面					
	断面											
	b×D	350×600	350×400	350×400			250×270					
	上端筋	6-D25	4-D25	4-D25			2-D19					
	下端筋	4-D25	3-D25	2-D25			2-D19					
	S.T.P	2−D13@200		2−D13@200			2−D10@150					
	腹　筋	—		—			—					

基礎リスト　1：100

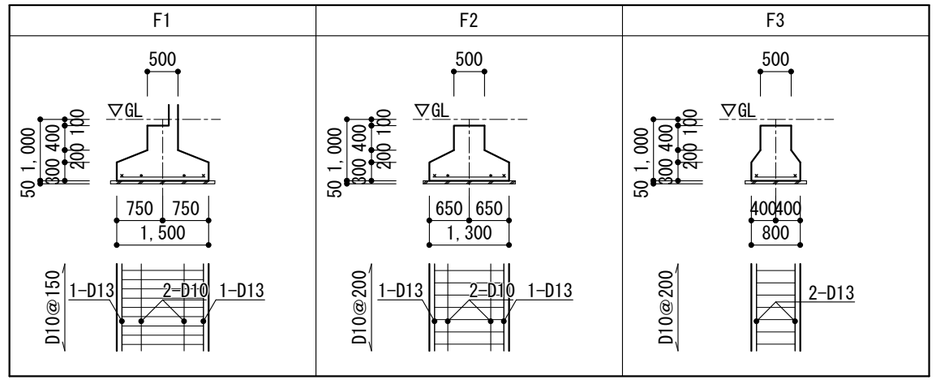

柱リスト　1：100

	1階		2階	
記　号	C1	C2	C1	C2
断　面				
主　筋	10-D22	8-D22	10-D22	8-D22
ＨＯＯＰ	D10@100	D10@100	D10@100	D10@100
ツナギ	D10@300	D10@300	D10@300	D10@300

壁リスト　1：100

記　号		W180	W150	W120（W100）	CB100
断　面		チドリ・ダブル	チドリ・ダブル	シングル	シングル
縦　筋		D10@200	D10@200	D10@200	D10@400
横　筋		D10@200	D10@200	D10@200	D10@600
開口部補強	縦　筋	2-D16	2-D13	1-D13	1-D13
	横　筋	2-D16	2-D13	1-D13	1-D13
	斜　筋	2-D16	2-D13	1-D13	—

スラブリスト

記　号	位置		配筋 短辺方向 端部	配筋 短辺方向 中央	配筋 長辺方向 端部	配筋 長辺方向 中央	版厚	備考
⑤1	A	上	D10@200	(D10@400)	D10@250	(D10@500)	120	()内は最上階ｽﾗﾌﾞのみとする
		下	D10@400	D10@200	D10@500	D10@250		
	B	上	D10@200ダブル		D10@250ダブル			
		下						
⑤2	A	上	D10@200	D10@400	D10@200	D10@400	120	
		下	D10@400	D10@200	D10@400	D10@200		
	B	上	D10@200ダブル		D10@200ダブル			
		下						
⑤3	A	上	D10@200ダブル		D10@250ダブル		120	
		下						
	B	上	D10@200ダブル		D10@250ダブル			
		下						

みのだ・ブランディー設計共同企業体
代表事務所　株式会社 みのだ設計
一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号
一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康

谷山支所庁舎別館ほか解体工事

部材リスト　A1:1/50 A3:1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

S−０１

階段配筋詳細図　　１：５０

※外部階段についても本図に準ずる。

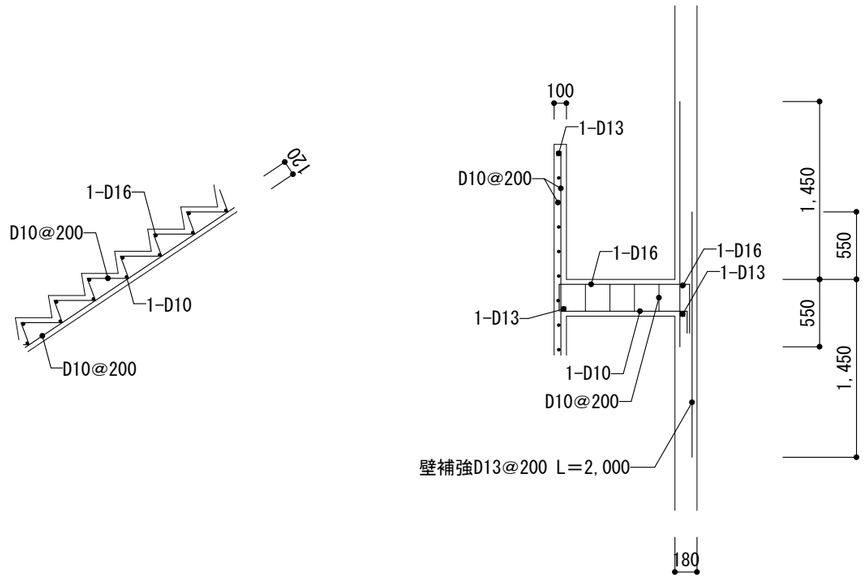

パラペット配筋詳細図　１：５０

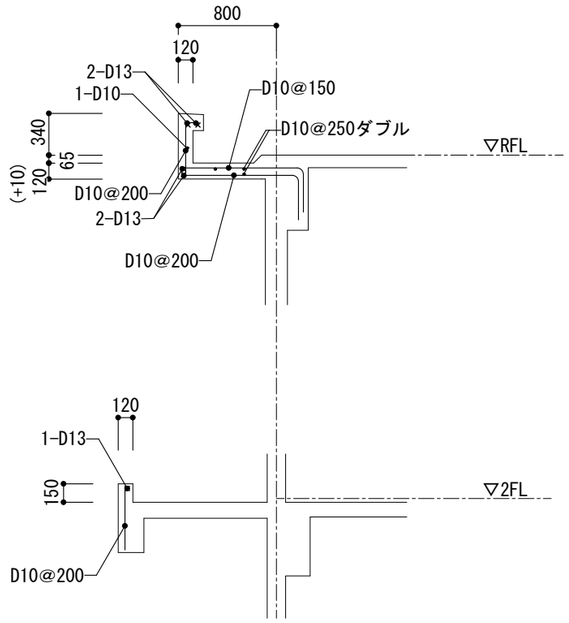

屋上改め口配筋詳細図　１：５０

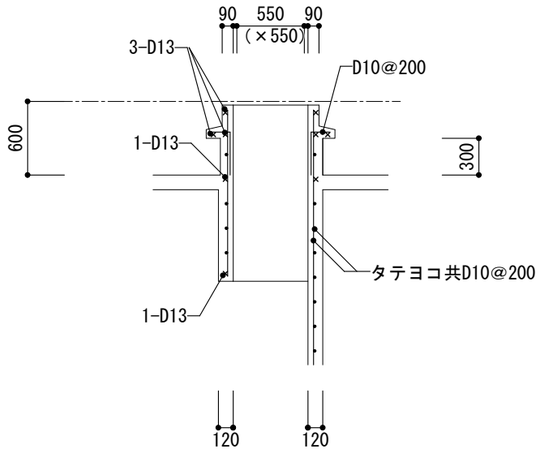

排気塔配筋詳細図　　１：５０

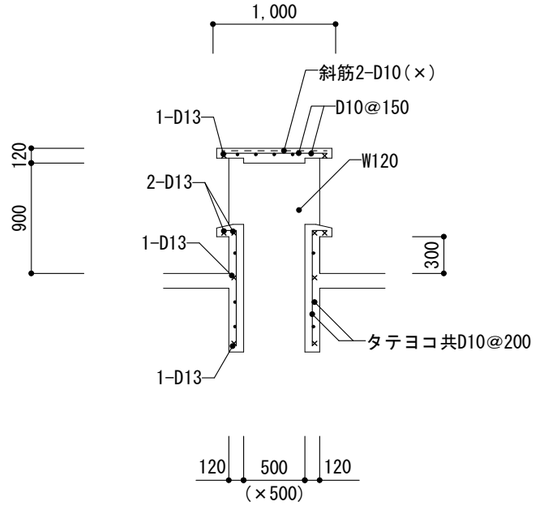

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
	配筋詳細図	A1:1/25 A3:1/50	S-０２
	鹿児島市建設局建築部建築課		

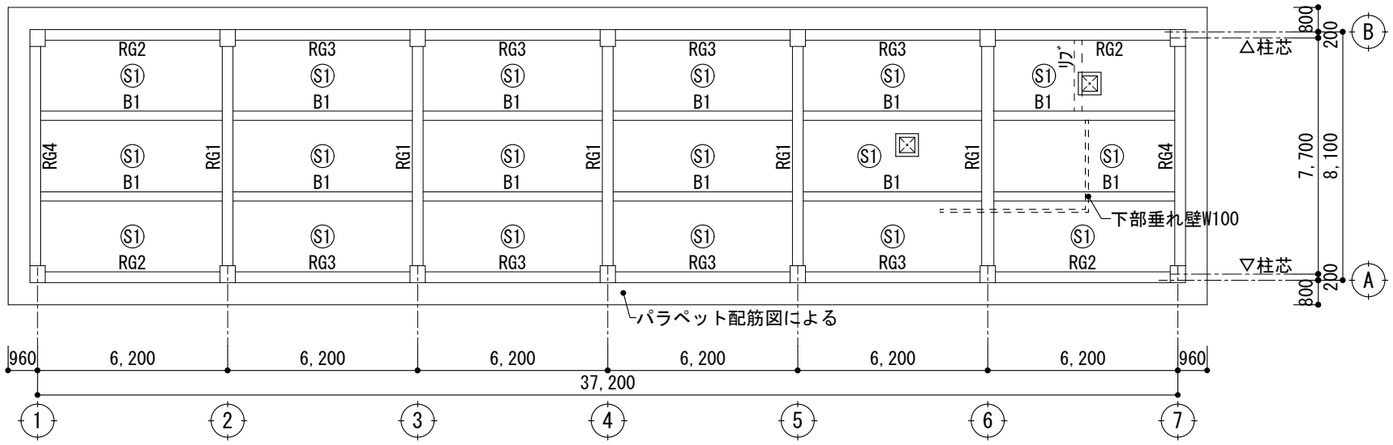

R階梁伏図　　１：２００

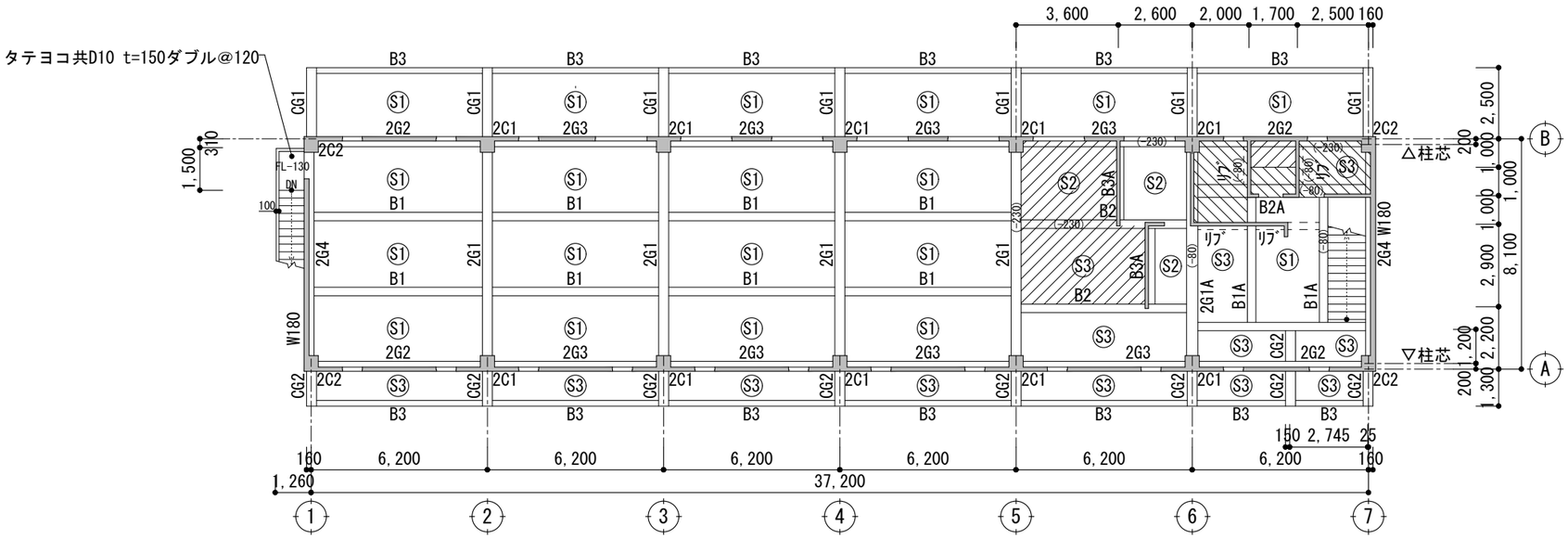

※特記なき限り、壁厚は外壁W150、内壁W120とする
・▨ 印床FL-230　▨ 印床FL-80（特記なき床はFL-30）
・梁上に示す（　）内数値は梁天端レベルを示す。（特記なきはFL-30）

2階梁伏図　　１：２００

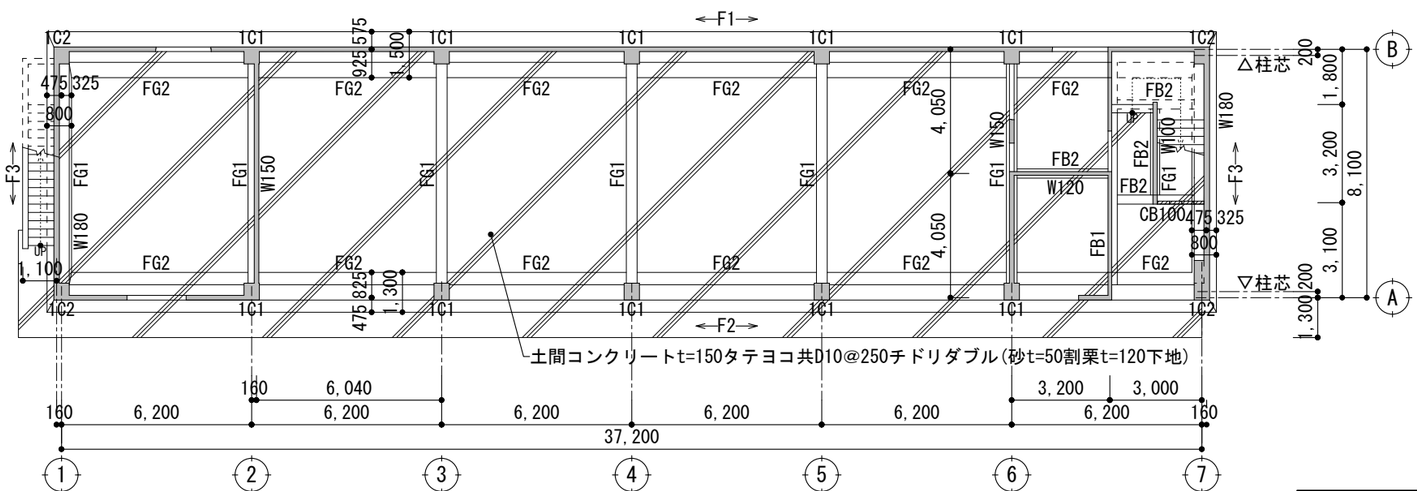

※特記なき限り、壁厚は外壁W150、内壁W120とする

基礎伏図　　１：２００

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	基礎・2階・R階梁伏図	A1:1/100 A3:1/200
	鹿児島市建設局建築部建築課	S-03

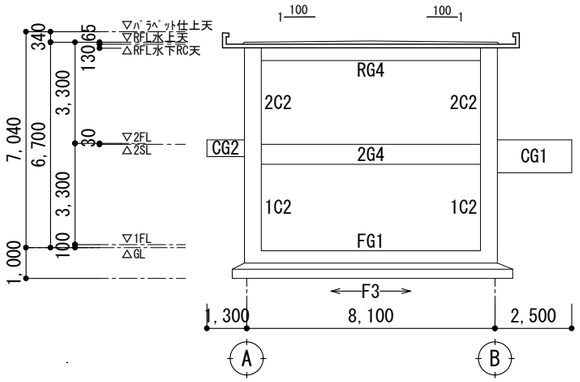

⑦通り軸組図　　１：２００

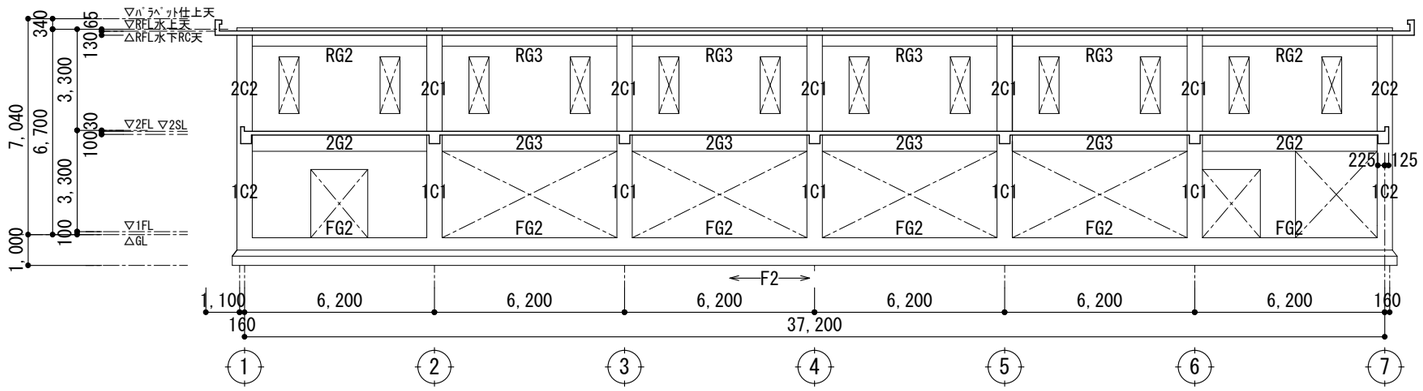

Ⓐ通り軸組図　　１：２００　　※特記なき壁厚はW150とする。

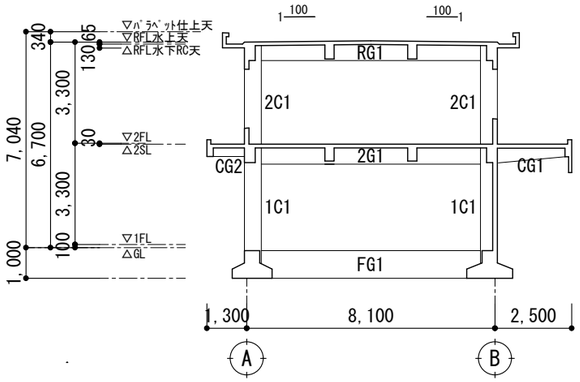

③通り軸組図　　１：２００

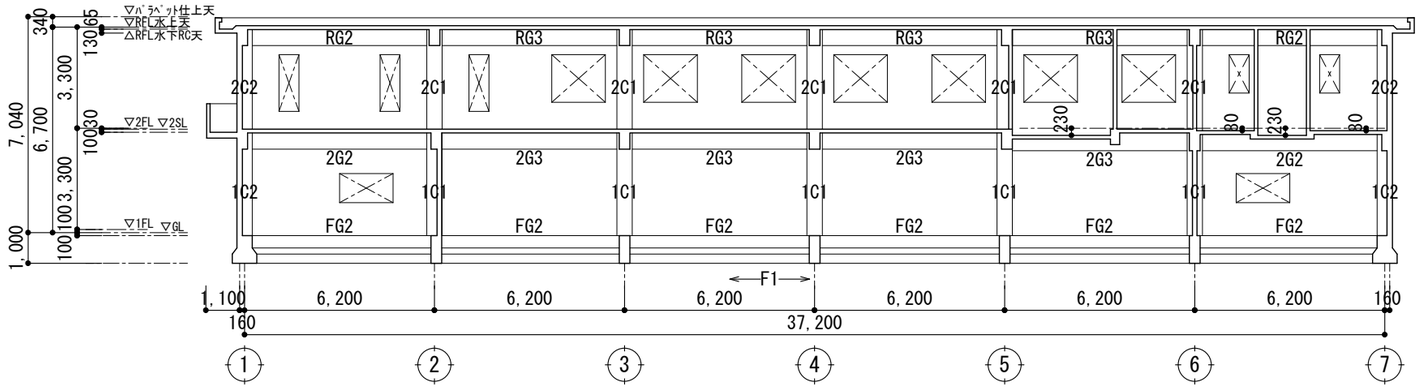

Ⓑ通り軸組図　　１：２００　　※特記なき壁厚はW150とする。

みのだ・プランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	軸組図	A1:1/100 A3:1/200
	鹿児島市建設局建築部建築課	S-０４

地盤改良工法仕様書（抜粋）　※存置する
◎バイブロフローテイション工法（砕石充填）
1．バイブロフローテイション工法各種規定
杭径　　Φ40cm以上　杭本数　別館：422本
杭長　　L＝8.0m（基礎底盤よりの深度とする）
間隔配置　　1,500mm（正三角形）
モータ馬力数　15HP以上

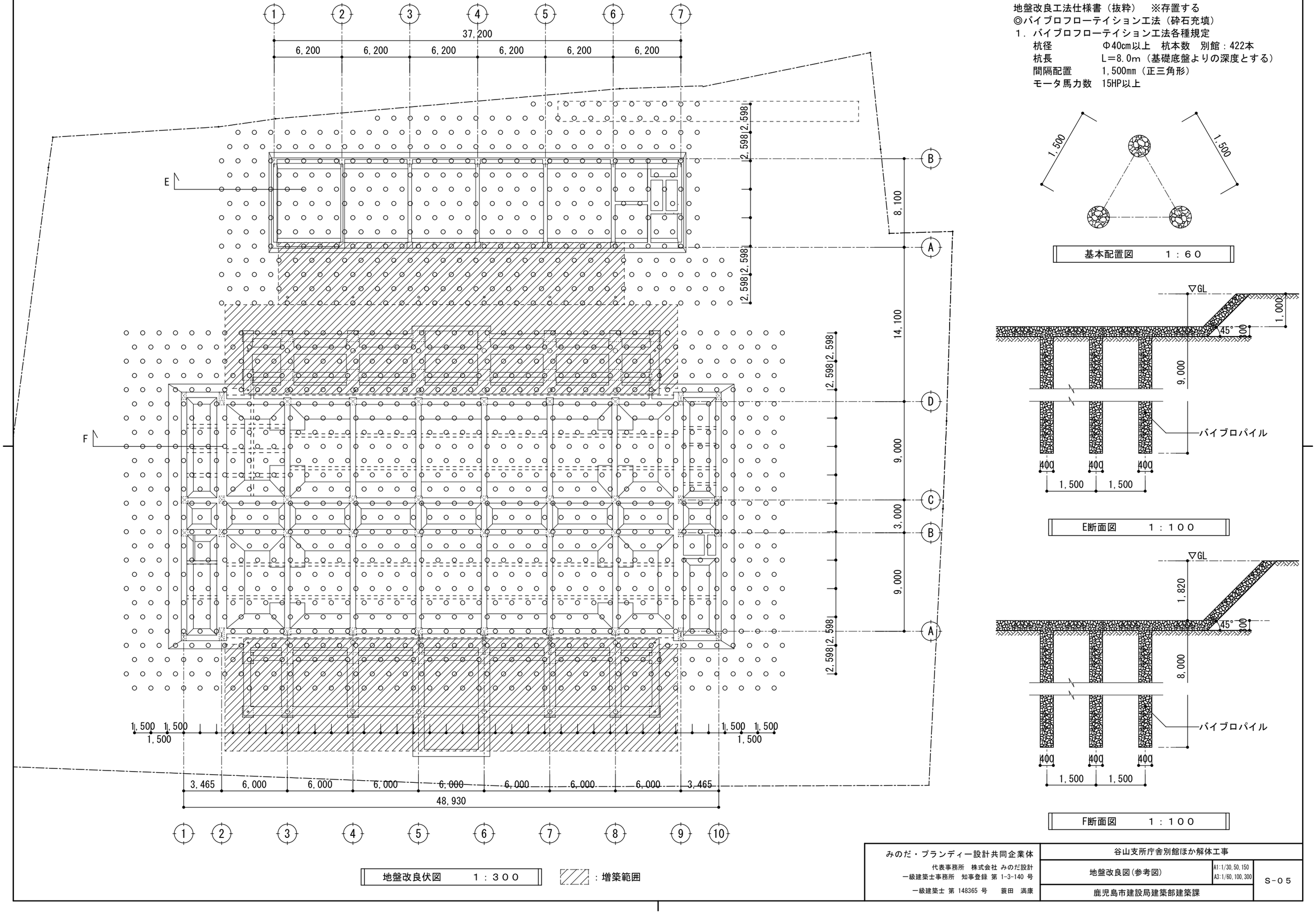

地盤改良伏図　　1：300　　：増築範囲

基本配置図　　1：60

E断面図　　1：100

F断面図　　1：100

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	地盤改良図(参考図)	A1:1/30,50,150 A3:1/60,100,300
	鹿児島市建設局建築部建築課	S-05

電気設備　特記仕様

項　目	事　　項
①適用	（１）本特記仕様に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 （２）すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとし、これにより難い場合は「疑義に対する協議等」による手続きによる。 ア　設計図書等に関する質疑応答書 イ　特記仕様書 ウ　図面 エ　公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版　及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版（改修及び修繕に限る）　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） オ　公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版 （国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
②遵守事項	工事は、電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程、並びに電力小売事業者の規定に従い施工する。なお、図面その他が諸規定と相違するときは、監督員の指示による。
③特殊な材料・工法	設計図書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は、監督員の承諾を得る。なお、特殊な材料による施工は、当該製品の指定工法による。
④電気工作物の種類	・事業用電気工作物　　・一般用電気工作物

・配管類の撤去後は埋戻しを行うこと。
・アスファルト舗装取壊し箇所については、埋戻し後に砕石敷きを行うこと。
・舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

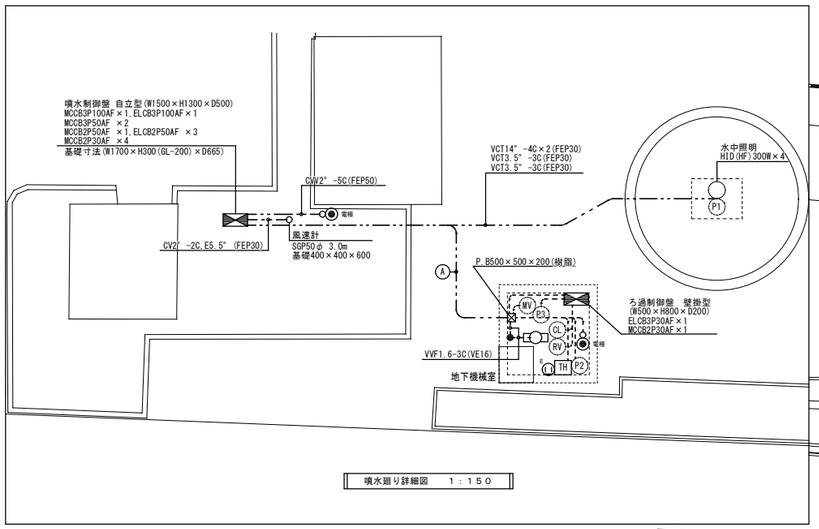

噴水廻り詳細図　１：１５０

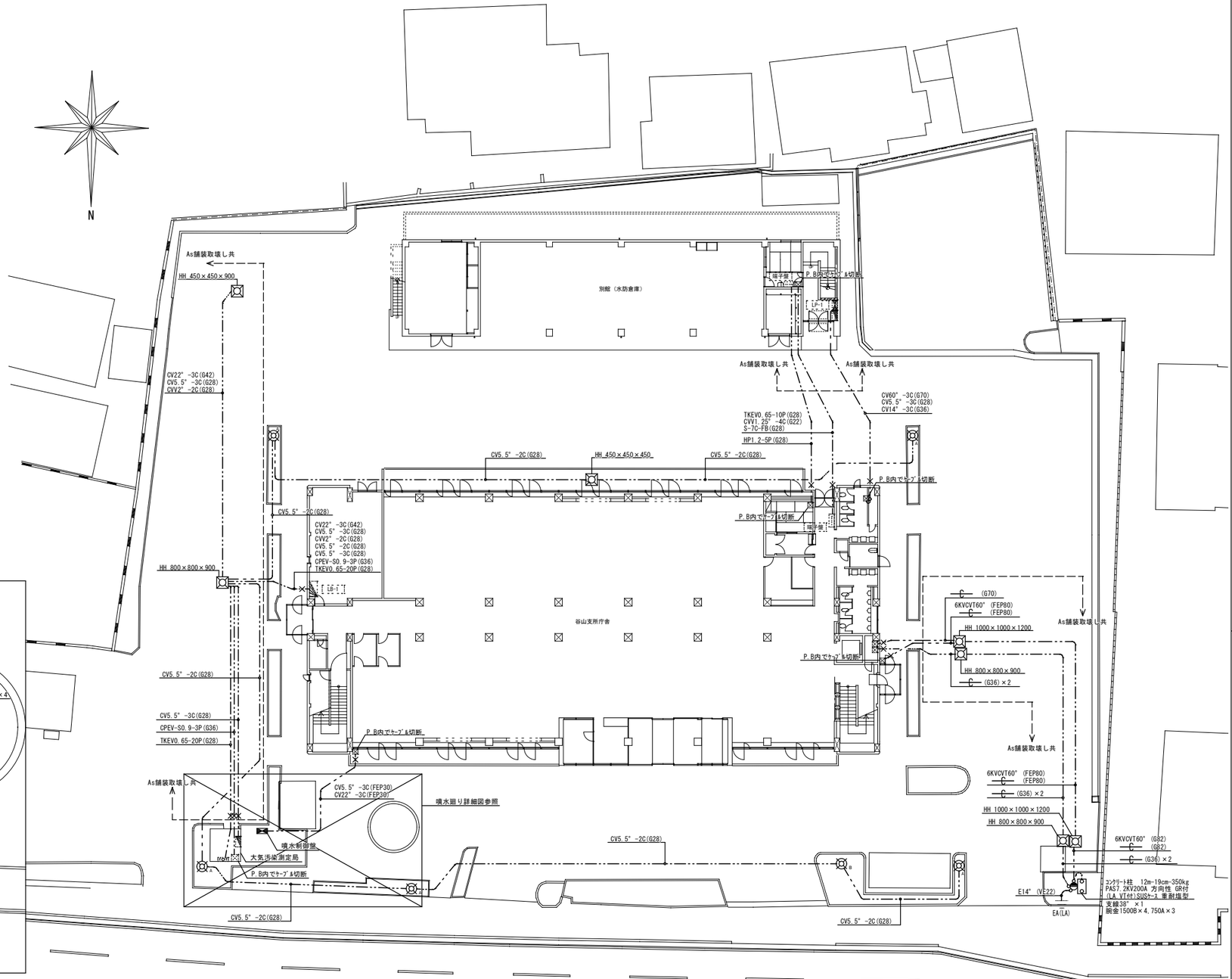
As舗装取壊し共
HH 450×450×900
別館（水防倉庫）
端子盤
P.B内でｹｰﾌﾞﾙ切断
LP-1
CV22" -3C(G42)
CV5.5" -3C(G28)
CVV2" -2C(G28)
CV60" -3C(G70)
CV5.5" -3C(G28)
CV14" -3C(G36)
TKEV0.65-10P(G28)
CVV1.25" -4C(G22)
S-7C-FB(G28)
HP1.2-5P(G28)
CV5.5" -2C(G28)
HH 450×450×450
HH 800×800×900
CPEV-S0.9-3P(G36)
TKEV0.65-20P(G28)
LP-1
谷山支所庁舎
HH 1000×1000×1200
HH 800×800×900
(G36)×2
(G70)
6KVCVT60" (FEP80)
(FEP80)
(G82)
E14" (VE22)
EA(LA)
コンクリート柱 12m-19cm-350kg
PAS7.2KV200A 方向性 GR付
(LA VI付)SUSケース 重耐塩型
支線32" ×1
脚金1500B×4,750A×3
噴水廻り詳細図参照
噴水制御盤
大気汚染測定局
trans
CV5.5" -2C(G28)
CV5.5" -3C(FEP30)
CV22" -3C(FEP30)
CV5.5" -3C(G28)
CPEV-S0.9-3P(G36)
TKEV0.65-20P(G28)
CV5.5" -2C(G28)
CV5.5" -2C(G28)
CV5.5" -2C

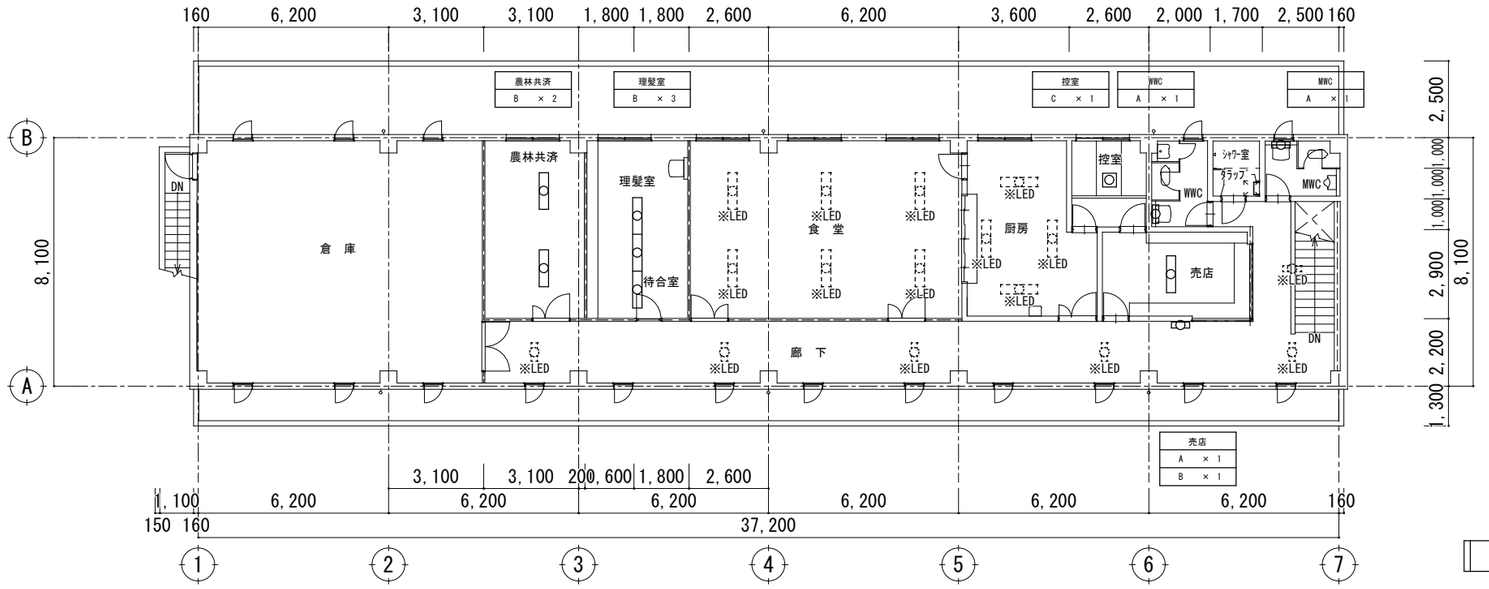

別館２階平面図　１：２００

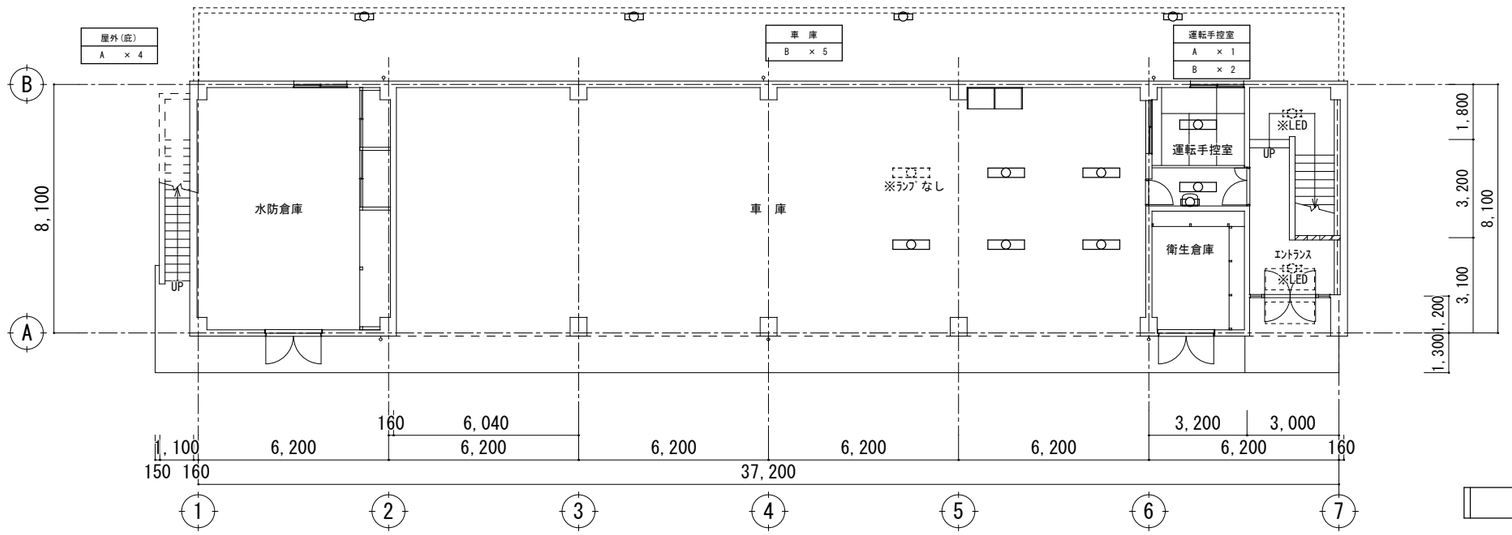

別館１階平面図　１：２００

照明器具蛍光灯処分リスト	
A	ＦＬ２０Ｗ－１
B	ＦＬ４０Ｗ－２
C	ＦＣＬ３２Ｗ

電気設備

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 一級建築士 第 148365 号　　蓑田　満康	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	別館平面図	A3:1/200
	鹿児島市建設局建築部設備課	E-０２

付近見取図

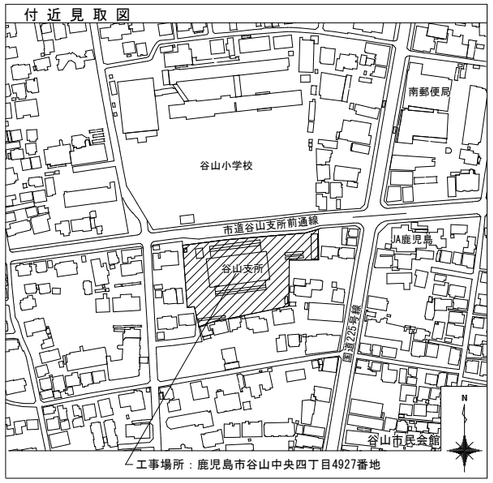

工事概要

・特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和７年版、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和７年版、及び公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和７年版による。
・鹿児島市給水・下水道条例及び施行規定、鹿児島市水道局給水装置・排水設備工事施工基準、鹿児島市機械設備工事各種要領、その他、関連法規に基づき施工する。
・配管類の撤去後は埋戻しを行うこと。
・敷地内のアスファルト舗装取壊し箇所については、埋戻し後に砕石敷きを行うこと。
・舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。
・公道上の地中配管の埋め戻しは、管及び被覆樹脂を痛めぬよう良質シラスで埋め戻すこと。
・道路占用工事部の掘削及び舗装復旧に関しては道路占用工事施工基準による。
・掘削深さが1,500H以上の箇所に関しては，土留めを行うこと。
・本工事の施工に当たっては、安全対策に万全を期すこと。

谷山支所別館解体に伴い、下記の設備を撤去する。
・給水設備：屋外埋設配管（量水器、バルブ類）、噴水機械室内配管（ろ過装置、噴水ノズル）
・排水設備：屋外埋設配管（汚水桝）、グリーストラップ、噴水機械室内配管（水中ポンプ）
・ガス設備：屋外埋設配管（ガスメーター、バルブ類）
・空調設備：パッケージエアコン（冷媒ガス回収・破壊処理含む）、ルームエアコン

使用管種一覧表

名　　称	記　　号	管　　種	使 用 区 分	備　　考
給　水　管	—— - ——	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VB	地中埋設	
排　水　管	————	硬質ポリ塩化ビニル管　VP	地中埋設	
通　気　管	----------	硬質ポリ塩化ビニル管　VP	地中埋設、屋外露出	屋外露出外装：塗装
ガ　ス　管	—— G ——	ポリエチレン管　PE	地中埋設(下記以外すべて)	
		外面硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-IV	地中埋設(図中注記)	
消　火　管	—— X ——	消火用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VS	地中埋設	

撤去器具表

①	水道メーター　40mm　（ボックス共） 水道局へ返納 給水装置番号：21-000044	1個
②	水道メーター　20mm　（ボックス共） 水道局へ返納 給水装置番号：20-038499	1個

桝リスト

桝番号	名　　称	仕様・型番	設計ＧＬ－管底深さ	蓋　種　別
①	インバート桝	SC-3	600	MHB-600φ
②	インバート桝	SC-3	635	MHB-600φ
③	インバート桝	SC-3	650	MHB-600φ
④	インバート桝	SC-3	675	MHB-600φ
⑤	インバート桝	SC-3	695	MHB-600φ
⑥	インバート桝	SC-3	740	MHB-600φ
⑦	インバート桝	SC-3	805	MHB-600φ
⑧	インバート桝	SC-3	965	MHB-600φ
⑨	インバート桝	SC-3	1,135	MHB-600φ
⑩	インバート桝	SC-3	1,170	MHB-600φ
⑪	インバート桝	SC-4	1,210	MHB-600φ
⑫	インバート桝	SC-4	1,305	MHB-600φ
⑬	インバート桝	SC-4	1,360	MHB-600φ
⑭	インバート桝	SC-4	1,515	MHB-600φ
⑮	インバート桝	SC-4	1,735	MHB-600φ
⑯	インバート桝	SC-3	300	MHB-450φ
⑰	インバート桝	SC-3	460	MHB-450φ
⑱	インバート桝	SC-3	560	MHB-450φ
⑲	インバート桝	SC-3	640	MHB-600φ
⑳	インバート桝	SC-3	675	MHB-600φ
㉑	インバート桝	SC-3	600	MHB-450φ
㉒	インバート桝	SC-3	625	MHB-600φ
㉓	インバート桝	SC-3	775	MHB-600φ
㉔	インバート桝	SC-3	855	MHB-600φ
㉕	インバート桝	SC-3	935	MHB-600φ
㉖	インバート桝	SC-3	1,010	MHB-600φ
㉗	インバート桝	SC-3	605	MHB-600φ

交通誘導警備員配置計画(参考)

警備員種別	配置期間	配置人数	回　数	備　考
Ⓑ	3日	2	1	

※　本表は、設計段階の協議を元に取りまとめた資料である。
※　施工にあたっては施工条件、周辺状況等を考慮するとともに関係先と十分協議の上、配員すること。
※　安全対策等についても留意すること。

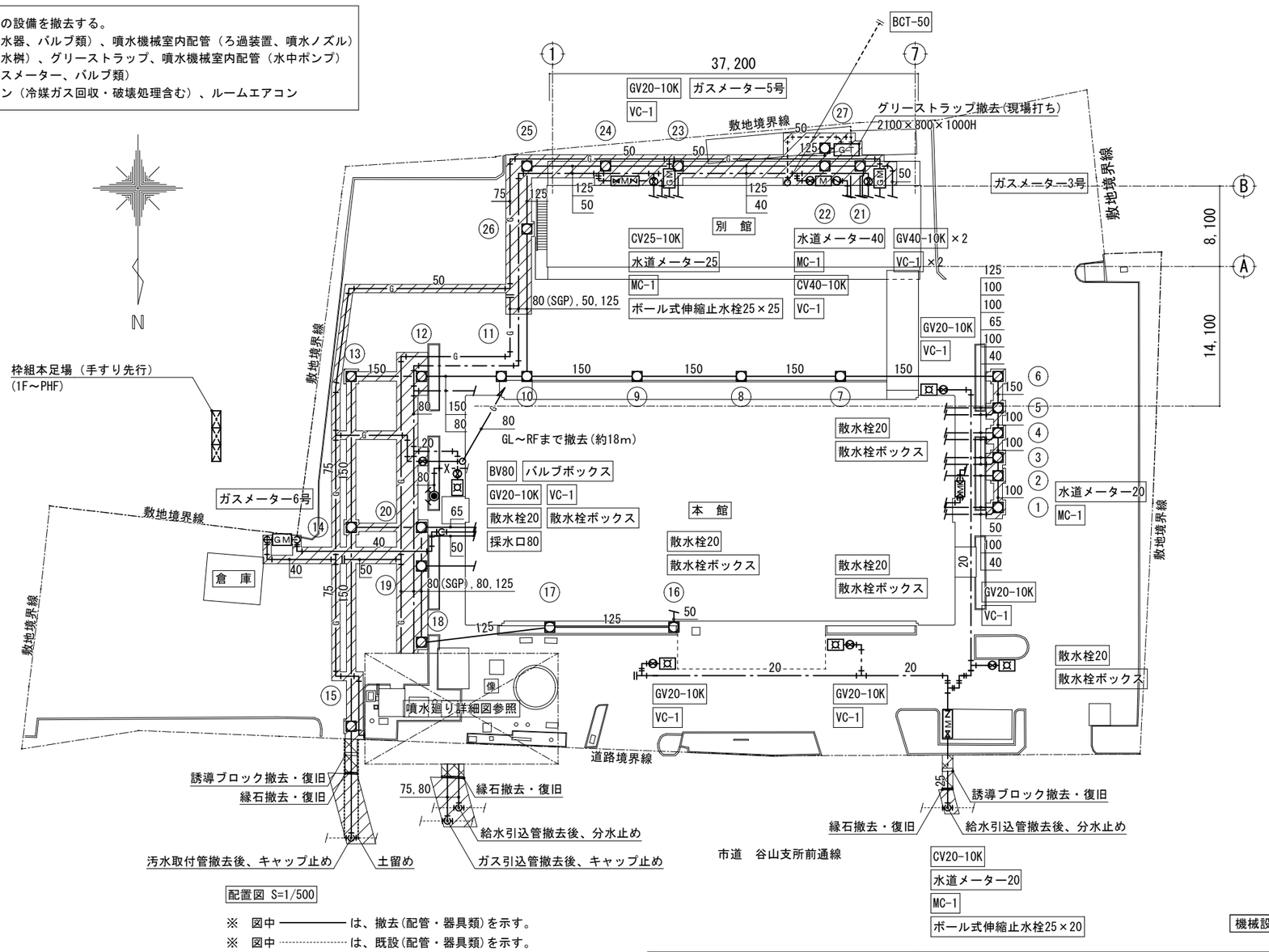

配置図 S=1/500

※　図中 ———— は、撤去(配管・器具類)を示す。
※　図中 ---------- は、既設(配管・器具類)を示す。
※　図中 ////// は、アスファルト舗装はつり復旧を示す。
※　図中 XXXXXX は、インターロッキング舗装はつり復旧を示す。
※　本館へつながる配管は、外壁面まで撤去のこと。

機械設備

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 設備設計者 一級建築士 第 386760 号　佐藤　健一	谷山支所庁舎別館ほか解体工事	
	工事概要・付近見取図・配置図(給排水設備)　A1:1/250 A3:1/500	M-０１
	鹿児島市建設局建築部設備課	

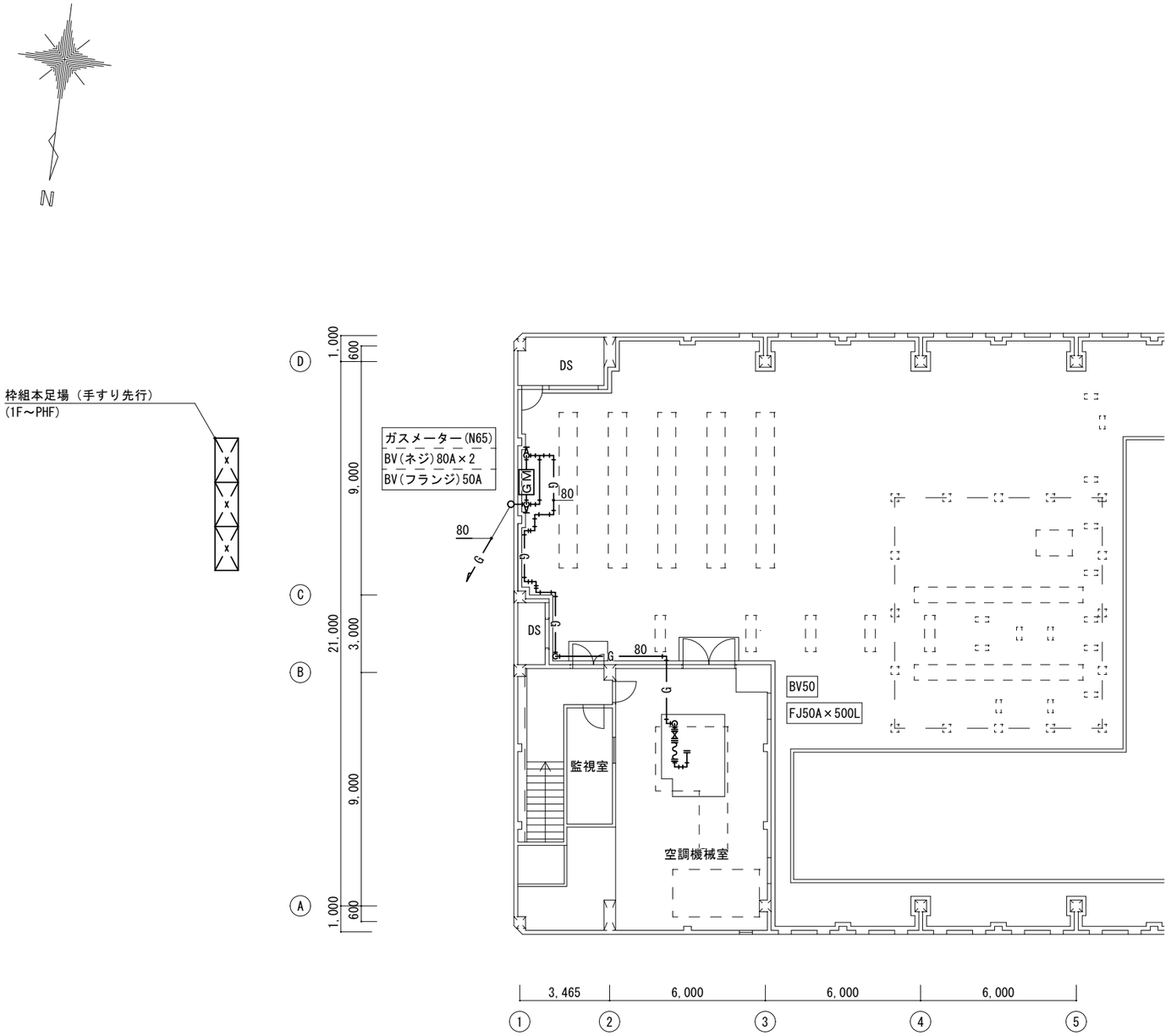

PH階平面図 S=1/200

※ 図中 ———— は、撤去(配管・器具類)を示す。
※ 図中 - — — - は、既設(配管・器具類)を示す。

機械設備

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所 株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所 知事登録 第 1-3-140 号 設備設計者 一級建築士 第 386760 号 佐藤 健一	谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
	PH階平面図	A1:1/100 A3:1/200	M-02
	鹿児島市建設局建築部設備課		

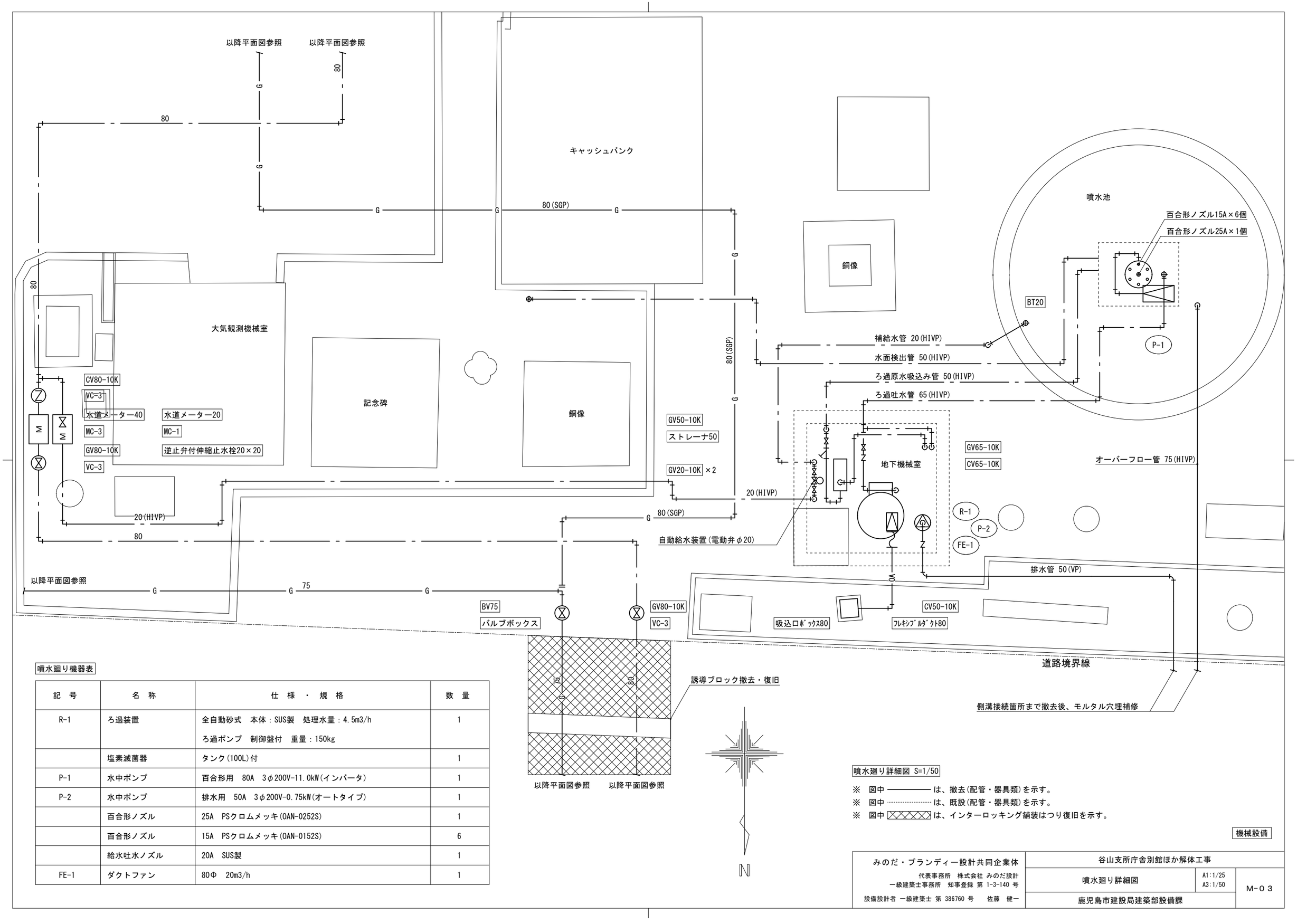

噴水廻り機器表

記　号	名　称	仕　様　・　規　格	数　量
R-1	ろ過装置	全自動砂式　本体：SUS製　処理水量：4.5m3/h ろ過ポンプ　制御盤付　重量：150kg	1
	塩素滅菌器	タンク(100L)付	1
P-1	水中ポンプ	百合形用　80A　3φ200V-11.0kW(インバータ)	1
P-2	水中ポンプ	排水用　50A　3φ200V-0.75kW(オートタイプ)	1
	百合形ノズル	25A　PSクロムメッキ(OAN-0252S)	1
	百合形ノズル	15A　PSクロムメッキ(OAN-0152S)	6
	給水吐水ノズル	20A　SUS製	1
FE-1	ダクトファン	80Φ　20m3/h	1

噴水廻り詳細図 S=1/50

※　図中 ———— は、撤去(配管・器具類)を示す。
※　図中 ---------- は、既設(配管・器具類)を示す。
※　図中 ▨ は、インターロッキング舗装はつり復旧を示す。

機械設備

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 設備設計者 一級建築士 第 386760 号　佐藤　健一	谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
	噴水廻り詳細図	A1:1/25 A3:1/50	M-03
	鹿児島市建設局建築部設備課		

空調機器表

機番	機器名称	機器仕様	台数	設置場所	備　考
ACP-1	空冷ヒートポンプ	型式：床置形	1	2階 農林共済	室外機：床置
	パッケージエアコン	冷房能力：7.0kw			型番：PSH-3A（三菱電機）
	（シングル）	暖房能力：7.0kw			冷媒：R22
					重量：104kg
ACR-1	ルームエアコン	型式：壁掛形	1	2階 理髪室	室外機：床置
		冷房能力：3.5kw			型番：MSH-35TC（三菱電機）
		暖房能力：4.0kw			冷媒：R22
ACR-2	ルームエアコン	型式：壁掛形	1	2階 売店	室外機：床置
		冷房能力：4.0kw			型番：MSZ-F4003S-W（三菱電機）
		暖房能力：6.0kw			冷媒：R22
ACR-3	ルームエアコン	型式：壁掛形	1	1階 運転手控室	室外機：天吊
		冷房能力：2.2kw			型番：SAP-ZK22T（三洋電機）
		暖房能力：2.5kw			冷媒：R410A

※　パッケージエアコンの撤去に伴い回収した冷媒ガスは、フロン排出抑制法に基づき適正に処理すること。

※　ルームエアコンは家電リサイクル法に基づき、適切に処分すること。

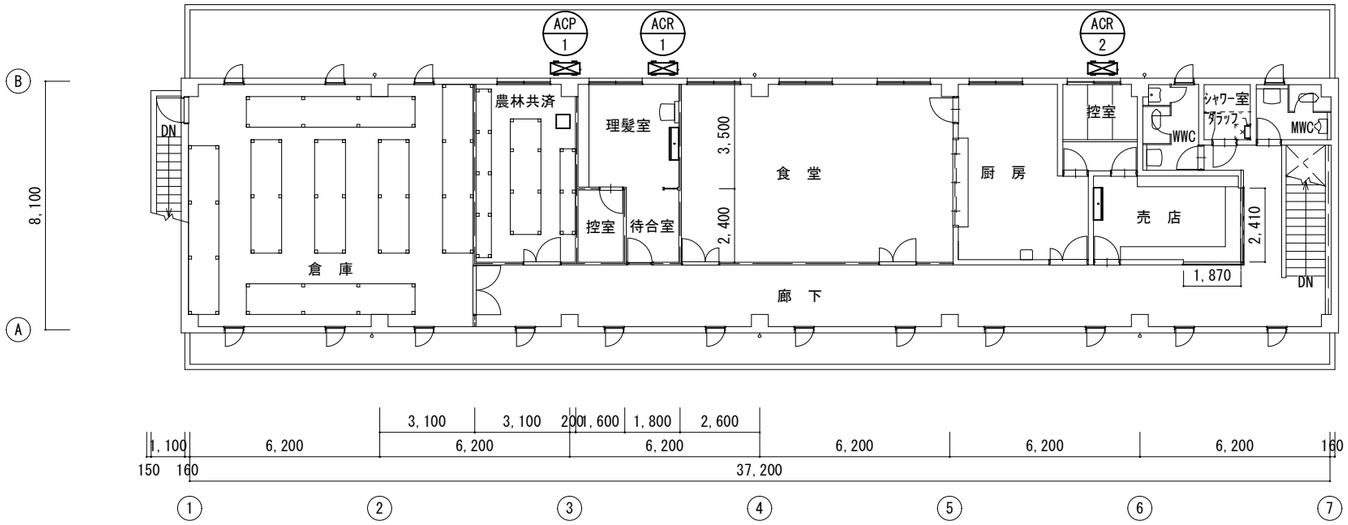

2階平面図 S=1/200

※　図中 ———— は、撤去(配管・器具類)を示す。

※　図中 - - - - - - - - は、既設(配管・器具類)を示す。

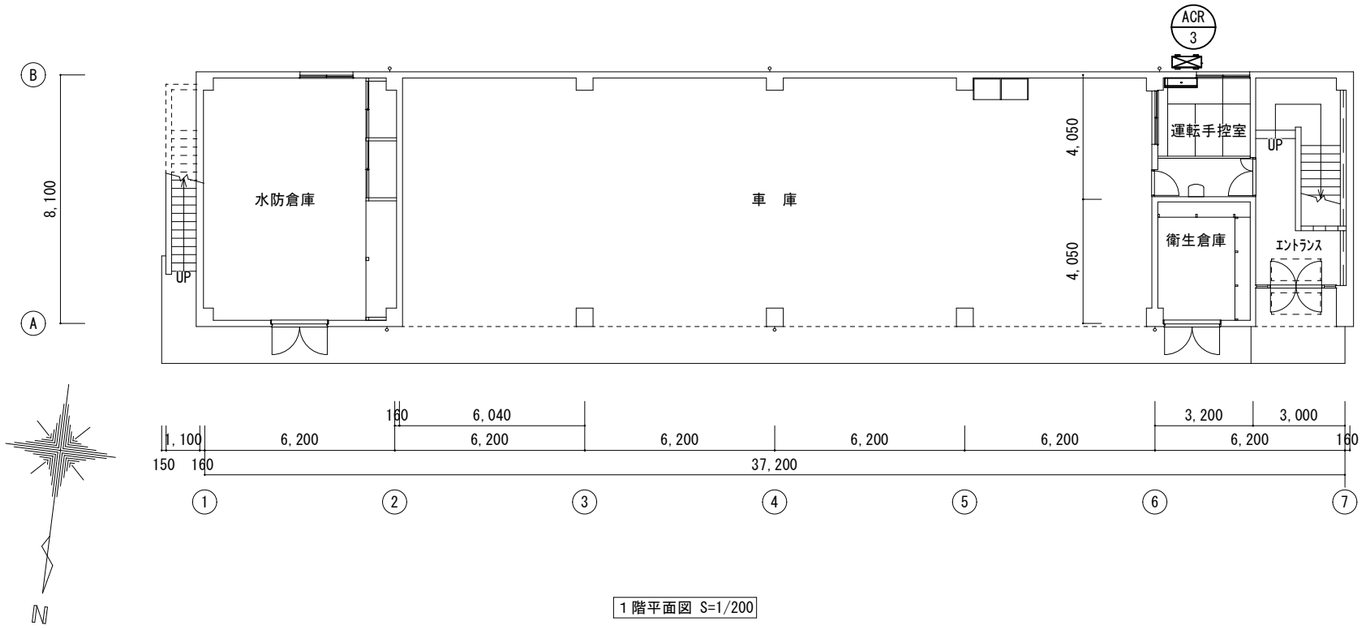

1階平面図 S=1/200

※　図中 ———— は、撤去(配管・器具類)を示す。

※　図中 - - - - - - - - は、既設(配管・器具類)を示す。

機械設備

みのだ・ブランディー設計共同企業体 代表事務所　株式会社 みのだ設計 一級建築士事務所　知事登録 第 1-3-140 号 設備設計者 一級建築士 第 386760 号　佐藤　健一	谷山支所庁舎別館ほか解体工事		
	別館１階、２階平面図	A1:1/100 A3:1/200	M-０４
	鹿児島市建設局建築部設備課		